

第4編 風水害応急対策計画

《目 次》

第1章 初動期の活動

第1節	組織動員	1
第1	趣旨	
第2	配備指令及び配備体制	
第3	事前配備	
第4	警戒配備体制	
第5	災害対策本部体制	
第6	大規模広域災害時の組織体制	
第7	初動体制の確立	
第8	対応の長期化による対策	
第2節	自衛隊の災害派遣	9
第1	趣旨	
第2	自衛隊の派遣要請	
第3	自衛隊の受入れ	
第4	撤収要請	
第3節	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	12
第1	趣旨	
第2	広域的な応援体制	
第3	応援の受入れ	
第4節	災害発生都道府県の応援	17

第2章 情報収集・伝達

第1節	気象予警報等の伝達	18
第1	趣旨	
第2	気象予警報等	
第3	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）	
第4	市民への周知	
第2節	警戒活動	25
第1	趣旨	
第2	水防区域	
第3	気象観測情報の収集伝達	
第4	水防活動	
第5	異常現象発見時の通報	
第6	ライフライン・交通等警戒活動	
第7	物資等の事前状況確認	
第3節	発災直後の情報収集・伝達	30
第1	被害情報の収集	

第4節	情報の収集・伝達	31
第1	情報の収集経路	
第2	情報の伝達経路	
第3	被害情報の収集及び連絡（概要報告）	
第4	府の情報収集伝達	
第5	通信手段の確保	
第5節	災害広報・広聴	39
第1	趣旨	
第2	災害モード宣言	
第3	災害広報	
第4	報道機関との連携	
第5	広報資料の収集	
第6	広聴活動の実施	
第7	安否情報	

第3章 救助、救急、医療救護

第1節	救助・救急活動	44
第1	趣旨	
第2	市の応急活動及び府の指示・調整	
第3	府警察（摂津警察署）の応急活動	
第4	自主防災組織等	
第5	惨事ストレス対策	
第2節	医療救護活動	46
第1	趣旨	
第2	医療・救護体制の確立	
第3	医療情報の収集・提供	
第4	現地医療対策	
第5	後方医療対策	
第6	医薬品等の確保・供給活動	
第7	個別疾病対策	

第4章 避難行動

第1節	避難誘導	51
第1	趣旨	
第2	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	
第3	市民等への周知	
第4	避難者の誘導等	
第5	避難者の運送	
第6	広域避難	
第7	警戒区域の設定	

第2節	指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営等	58
第1	趣旨	
第2	避難所等の開設	
第3	避難所等の管理・運営	
第4	避難所等の閉鎖	
第5	避難所等の早期解消のための取組等	
第3節	要配慮者対策	61
第1	趣旨	
第2	避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第3	被災した避難行動要支援者への支援活動	
第4節	広域一時滞在	64
第1	広域一時滞在の協議等	
第2	都道府県外広域一時滞在の協議等	
第3	知事による広域一時滞在の協議等の代行	
第4	都道府県外広域一時滞在の協議等の特例	
第5	知事及び内閣総理大臣による助言	
第6	広域一時滞在の受入れ	

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節	交通規制・緊急輸送	68
第1	趣旨	
第2	陸上輸送	
第3	航空輸送	
第2節	交通の維持復旧	73
第1	趣旨	
第2	交通の安全確保	
第3	交通の機能確保	

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節	公共施設応急対応	75
第1	趣旨	
第2	公共土木施設	
第3	公共建築物	
第4	応急工事	
第2節	民間建築物等応急対策	77
第1	趣旨	
第2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	
第3	文化財	

第3節	ライフラインの応急対応	78
第1	趣旨	
第2	被害状況の報告	
第3	ライフライン事業者における対応	
第4	府及び関係機関における対応	
第4節	農業関係応急対策	82
第1	農業用施設	
第2	農作物	
第3	防災協力農地の使用	

第7章 被災者の生活支援

第1節	災害救助法の適用	84
第1	適用手続	
第2	市の災害救助法適用基準	
第3	救助の実施	
第4	職権に属する事務の一部委任	
第5	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	
第2節	緊急物資の供給	86
第1	物資等の運送要請	
第2	給水活動	
第3	食料・生活必需品の供給	
第3節	住宅の応急対策	90
第1	趣旨	
第2	住家の被害認定調査の実施、罹災証明書等の交付	
第3	被災住宅の緊急・応急修理	
第4	住居障害物の除去	
第5	応急仮設住宅の建設	
第6	応急仮設住宅の借上げ	
第7	応急仮設住宅の運営管理	
第8	公営住宅等の一時供与等	
第9	住宅に関する相談窓口の設置等	
第10	他府県への応急仮設住宅に関する要請	
第11	建設用資機材等の調達	
第4節	応急教育・保育	97
第1	趣旨	
第2	臨時休業等の措置	
第3	在校時・在園時の児童生徒、園児への対応等	
第4	教職員・市立認定こども園職員による避難所・緊急避難場所の運営への協力	
第5	教育・保育施設の応急復旧	
第6	応急教育・保育の実施	
第7	学校給食の応急措置	

第8	就学援助等	
第5節	自発的支援の受入れ	100
第1	趣旨	
第2	ボランティアの受入れ	
第3	義援金品の受付・配分	
第4	海外からの支援の受入れ	
第5	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	

第8章 社会環境の確保

第1節	保健衛生活動	104
第1	趣旨	
第2	防疫活動	
第3	食品衛生監視活動	
第4	被災者の健康維持活動	
第5	保健衛生活動における連携体制	
第6	保健所の機能強化	
第7	動物保護等の実施	
第2節	廃棄物の処理	109
第1	趣旨	
第2	し尿処理	
第3	ごみ処理	
第4	災害廃棄物処理	
第3節	遺体対策	112
第1	趣旨	
第2	府警察（摂津警察署）の役割	
第3	市の役割	
第4	府の役割	
第4節	社会秩序の維持	114
第1	趣旨	
第2	市民への呼びかけ	
第3	警備・警戒活動の強化	
第4	暴力団排除活動の徹底	
第5	物価の安定及び物資の安定供給	

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

第1 趣旨

市は、風水害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、必要な職員を動員し、災害応急対策の実施体制を構築する。

第2 配備指令及び配備体制

市長は、気象情報の発表や淀川、安威川等の河川の水位に応じて、次の1～3に定めるとおり配備指令を発令する。

1 指令区分：事前配備

発令基準	摂津市に洪水注意報が発表されたとき。
配備対象者	防災危機管理課職員の内、危機管理担当部長級職員があらかじめ指名した職員

2 指令区分：警戒配備体制

発令基準	摂津市に大雨（特別）警報、洪水警報、暴風（特別）警報のいずれかが発表されたとき又は発表される可能性があるとき。 山田川（阪急京都線観測所）の水位が氾濫注意水位（2.00m）を超えたとき。 大阪市に高潮注意報が発表されたとき。 その他、危機管理担当部長級職員が必要と認めたとき。
配備対象者	防災危機管理課職員の内、市長があらかじめ指名した職員 建設部、下水道事業課の職員の内、市長があらかじめ指名した職員 その他、市長があらかじめ指名した職員

※職員の内、自主避難所の担当者として市長があらかじめ指名した職員は、摂津市に暴風（特別）警報が発表されたとき又は発表される可能性があるときのみに関り配備の対象となる。

3 指令区分：災害対策本部体制

発令基準	府及び大阪管区気象台が安威川氾濫警戒情報を発表したとき又は発表する可能性があるとき。（千歳橋観測所の水位：4.25m） 淀川ダム統合管理事務所及び大阪管区気象台が淀川氾濫警戒情報を発表したとき又は発表する可能性があるとき。（枚方観測所の水位：5.40m） その他、市長が必要と認めたとき。
配備対象者	全職員

第3 事前配備

1 配備対象者の役割

- (1) 府の水防災情報システム等で河川の水位及び水位予測を確認するとともに、気象庁ホームページ（摂津市の防災情報）等で気象情報を確認する。
- (2) 大阪管区气象台とのホットラインにより、警報発表の可能性や雨量予測等の情報を収集する。
- (3) 府及び大阪管区气象台が安威川氾濫注意情報（千歳橋観測所の水位：3.25m）を发出する可能性がある場合は、その他の防災危機管理課職員を招集の上、(1)の情報収集を継続する。

2 指令区分の移行

危機管理担当部長級職員は、事前配備の体制をとっているときに警戒配備体制の発令基準に該当する事象が発生したとき又はその可能性があるときは、指令区分を警戒配備体制に移行する。

3 配備体制の解除

危機管理担当部長級職員は、洪水注意報が解除されたときは、事前配備を解除する。

第4 警戒配備体制

1 初期防災体制

(1) 初期防災体制の組織、配備対象者の役割等

初期防災体制の組織、配備対象者の役割、その他初期防災体制における業務に関する事項は、別に定める「初期防災体制マニュアル」のとおりとする。

防災危機管理課は、警戒配備体制が発令されたときは、次の①～④の活動を行う。

- ① 大阪府防災情報システム（O-DIS）を通じて府に配備状況を報告する。
- ② 府の水防災情報システム等で河川の水位及び水位予測を確認するとともに、気象庁ホームページ（摂津市の防災情報）等で気象情報を確認する。
- ③ 大阪管区气象台とのホットラインにより、警報の継続・解除等に関する情報や雨量予測等の情報を収集する。
- ④ その他、警戒配備体制において必要な業務を行う。

(2) 指令区分の移行

市長は、初期防災体制をとっているときに災害対策本部体制の発令基準に該当する事象が発生したとき又はその可能性があるときは、指令区分を災害対策本部体制に移行する。

(3) 配備体制の解除

危機管理担当部長級職員は、警報等が解除されるなど、気象・河川の状況が初期防災体制の発令基準に該当しなくなった場合は、初期防災体制を解除する。

2 自主避難所の開設・運営

(1) 自主避難所として開設する施設及び開設・運営に関する手順

	自主避難所	所在地
1	コミュニティプラザ	南千里丘5-35
2	安威川公民館	正雀4丁目9-28
3	別府コミュニティセンター	別府2丁目10-21
4	鳥飼北小学校体育館	鳥飼本町5丁目10-1
5	鳥飼小学校体育館	鳥飼下1丁目7-1

※ 自主避難所は、災害対策基本法に基づき摂津市地域防災計画に定める高齢者等避難、避難指示等の発令を行う際に開設する「指定避難所・指定緊急避難場所」とは異なり、台風が摂津市に上陸・接近するおそれがある場合に、気象状況などを考慮したうえで、自宅に居ることに身の危険を感じる、又は安全を確保するための適切な場所を確保できない人で、事前の避難を希望する人を対象に開設するものである。

※ 自主避難所は、想定される災害の規模、避難の状況等により、変更する場合がある。

- ① 防災危機管理課は、大阪管区気象台が開催する台風説明会により、台風に関する情報を収集する。
- ② 危機管理担当部長級職員は、摂津市に暴風（特別）警報が発表される可能性がある場合は、防災対策会議を開催する。
- ③ 防災対策会議の構成員は、3 役及び部長級職員とする。
- ④ 防災対策会議の開催場所は、市役所庁舎本館3階秘書課内会議室とし、配席は平常時の部長会議の配席に準じる。
- ⑤ 防災対策会議の庶務は、防災危機管理課が処理する。
- ⑥ 防災対策会議では、次に掲げる事項を共有・決定する。
 - ・台風の進路と本市への影響等に関する事項の共有
 - ・自主避難所の開設有無及び開設する場合の開設時刻の決定
 - ・公共施設の臨時休館に関することの決定
 - ・その他、暴風対策に必要な事項に関することの共有・決定
- ⑦ 施設所管課は、公共施設の臨時休館が決定したときは、市ホームページでの周知や利用予定者への連絡等、所管する施設の臨時休館に必要な措置を講じる。
- ⑧ 自主避難所として開設する施設の所管課は、各施設へ自主避難所として開設される旨を伝達する。
- ⑨ 防災危機管理課は、自主避難所の開設が決定したときは、職員の内、自主避難所の担当者として市長があらかじめ指名した職員にその旨を伝達する。
- ⑩ 職員の内、自主避難所の担当者として市長があらかじめ指名した職員は、防災対策会議で決定した日時に自主避難所を開設できるよう担当する施設へ参集する。

- ⑪ 防災危機管理課は、配備状況及び自主避難所の開設・閉鎖、避難者数の推移等について、大阪府防災情報システム（O-DIS）を通じて、随時、府に報告する。
- ⑫ 防災危機管理課は、自主避難所の開設状況等について、市議会へ報告するとともに、市ホームページ、市公式LINE等を活用し、市民への周知を図る。
- ⑬ 危機管理担当部長級職員は、暴風（特別）警報が解除されたときは、解除時刻や避難者数、避難者が安全に帰宅できることを考慮し、閉鎖日時を市長に進言する、
- ⑭ 市長は、危機管理担当部長級職員の進言を踏まえ、自主避難所の閉鎖日時を決定する。
- ⑮ 防災危機管理課は、自主避難所の閉鎖日時が決定したときは、市長を除く防災対策会議の構成員及び自主避難所の担当者にその旨を伝達する。
- ⑯ 自主避難所の担当者は、防災危機管理課からの伝達事項を避難者に伝達し、施設の片付け・清掃を行うとともに、避難者情報、備蓄品の使用状況を防災危機管理課に報告する。
- ⑰ 防災危機管理課は、自主避難所を閉鎖したときは、市議会へ報告するとともに、市ホームページ、市公式LINE等を活用し、市民への周知を図る。

(2) 自主避難所から避難所・緊急避難場所への移行

- ① 本部班は、自主避難所開設時に災害対策本部体制への移行が決定したときは、公共施設に配置する緊急防災推進員に担当施設への参集を要請する。
- ② 本部班は、民間施設で緊急避難場所に指定している施設の管理者に開設要請を行い、その結果に応じて、民間施設に配置する緊急防災推進員に担当施設への参集又は安全な場所での待機を要請する。
- ③ 自主避難所として開設していた施設に参集した緊急防災推進員は、自主避難所の担当者から引継ぎを受け、緊急避難場所を運営する。
- ④ その他の施設に参集した緊急防災推進員は、避難所・緊急避難場所を開設・運営する。

第5 災害対策本部体制

市長は、安威川氾濫警戒情報又は淀川氾濫警戒情報が発表されたとき又は発表される可能性があるときは、配備指令を発令し、災害対策基本法第23条の2及び摂津市災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

本部班は、市長が災害対策本部を設置したときは、その旨を全部局、市議会、府、防災会議構成員に通知するとともに、市民に公表する。

広報班は、災害対策本部を設置した旨を報道機関に通知する。

1 災害対策本部の組織

平常時の職名	災害対策本部の組織	役割
市長	災害対策本部長 (以下「本部長」という。)	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する
副市長	災害対策副本部長 (以下「副本部長」という。)	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する
教育長	災害対策本部長付 (以下「本部長付」という。)	本部長を主に教育委員会の観点から補佐する
危機管理担当 部長級職員	災害対策副本部長付 (以下「副本部長付」という。)	副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する
部長級職員	災害対策本部員 (以下「本部員」という。)	災害対策本部に設置する部の事務を掌理する

2 本部長の代理順位

本部長の代理の順位は、次のとおりとする。

代理の順位	災害対策本部の組織
第1順位	副本部長（副市長）
第2順位	副本部長付（危機管理担当部長級職員）
第3順位	総務部長

3 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第4節「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」第1「摂津市」のとおりとする。

4 災害対策本部の設置場所等

- (1) 災害対策本部の設置場所は、市役所庁舎とする。なお、市役所庁舎が浸水し、使用不可の場合は、コミュニティプラザとする。
- (2) 本部班は、市役所本館3階301会議室に災害対策本部室を設営する。ただし、災害の規模、その他の状況に応じて、別の場所に設営することができる。
- (3) 災害対策本部室を別の場所に設置する場合の候補場所は、次のとおりとする。
 - 第1順位：市役所新館7階講堂
 - 第2順位：消防本部3階大会議室
 - 第3順位：上下水道部庁舎2階大会議室
- (4) 本部班は、市役所庁舎正面玄関に「摂津市災害対策本部」、市役所本館3階301会議室に「摂津市災害対策本部室」の張り紙を掲示する。

5 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、災害対策本部会議を招集することができる。

本部班は、災害対策本部会議の庶務を処理する。

(2) 災害対策本部会議の構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じて構成員以外の者を災害対策本部会議に出席させることができる。

災害対策本部会議構成員
・本部長（市長）
・副本部長（副市長）
・本部長付（教育長）
・副本部長付（危機管理担当部長級職員）
・本部員（部長級職員）
・消防団長
・市議会議長（オブザーバー）

災害対策本部会議の構成員は、会議に出席できない場合、原則、代理者を出席させる。

(3) 災害対策本部会議の所掌事務

災害対策本部会議は、収集した情報を基に次の事項について決定する。

- ・災害応急対策の基本方針に関すること
- ・通常業務の停止・縮小に関すること
- ・配備体制に関すること
- ・各部間の調整事項に関すること
- ・避難指示及び警戒区域の設定に関すること
- ・自衛隊派遣の要請の要求に関すること
- ・他自治体等への応援要請に関すること
- ・府及び関係機関との調整事項に関すること
- ・災害救助法の適用に関すること
- ・激甚災害の指定に関すること
- ・災害復旧対策の推進に関すること
- ・その他災害応急・復旧対策の実施及び調整に関すること

(4) 災害対策本部会議の開催場所等

災害対策本部会議の開催場所は、市役所庁舎本館3階秘書課内会議室とする。

(5) 災害対策本部調整会議

副本部長付（危機管理担当部長級職員）は、災害対策本部会議の開催前に、災害対策本部会議で決定すべき事項の優先順位等を整理するため、災害対策本部調整会議を開催することができる。

災害対策本部調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員は、必要に応じて構成員以外の者を災害対策本部調整会議に出席させることができる。

災害対策本部調整会議構成員
・副本部長付（危機管理担当部長級職員）
・本部員（部長級職員）

災害対策本部調整会議の構成員は、会議に出席できない場合、原則、代理者を出席させる。

本部班は、災害対策本部調整会議の庶務を処理する。

(6) 大阪府現地災害対策本部との連携

本部班は、府が三島府民センタービル等に現地災害対策本部を設置した場合は、それぞれの災害応急対策の進捗やその後の方針等に関する情報共有を図り、市域における災害応急対策の調整を行う。

(7) 災害対策本部体制の縮小・廃止

本部長は、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は災害対策本部体制をとる必要がないと認めたときは、配備指令を縮小又は廃止する。

本部班は、災害対策本部体制を縮小又は廃止したときは、その旨を全部局、市議会、府、防災会議構成員に通知するとともに、市民等に周知する。

広報班は、災害対策本部体制を縮小又は廃止したときは、その旨を報道機関に通知する。

第6 大規模広域災害時の組織体制

本市以外の自治体で大規模災害が発生した場合は、「摂津市大規模災害支援対策実施要綱」に基づき、被災自治体及びその区域に居住又は滞在している者を支援する。

第7 初動体制の確立

職員は、職員災害初動マニュアルに基づいて行動する。

1 勤務時間内における初動体制

本部班は、庁内放送、業務用チャットツール、庁内メール、電話、ファクシミリ、伝令等の手段で各部に配備指令を伝達する。

職員は、必要に応じて通常業務を一時停止又は縮小し、災害対策本部の事務に従事する。

2 勤務時間外における初動体制

(1) 緊急防災推進員の参集

① 本部班は、自主避難所開設時に災害対策本部体制への移行が決定したときは、公共施設に配置する緊急防災推進員に担当施設への参集を要請する。

② 本部班は、民間施設で緊急避難場所に指定している施設の管理者に開設要請を行い、その結果に応じて、民間施設に配置する緊急防災推進員に担当施設への参集又は安全な場所での待機を要請する。

(2) 参集時の情報収集等

① 気象情報等の収集

職員は、自ら努めてテレビ・ラジオ・インターネット等により、気象情報や河川の水位等に関する情報を収集する。

② 参集途上での情報収集

職員は、自宅出発時から参集場所に至るまでに、参集に支障のない範囲で市域の被害状況の把握に努め、参集場所に応じて、次の事項を速やかに災害対策本部の各班長又は避難所の各班長に報告する。

ア 河川の状況

イ 道路・橋脚等の状況

ウ その他必要な情報

災害対策本部の各班長及び避難所・緊急避難場所の各班長は、班員から報告を受けた情報を集約し、電話、電子メール、MCA 無線、業務用チャットツール等で本部班に報告する。

本部班は、災害対策本部の各班長及び避難所・緊急避難場所の各班長から報告を受けた情報を集約し、災害対策本部会議等を通じて庁内で共有する。

(3) 動員報告

各部長は、配備指令に基づき職員が招集されたとき又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ、本部班が指定する職員動員報告書を本部班に提出する。

本部班は、各部の動員状況を取りまとめ、本部長に報告する。

第8 対応の長期化等による対策

本部長は、被災の状況等により、本市だけでは対応が困難な場合又は対応が長期化する場合は、府、災害協定を結んでいる関係自治体、その他の関係機関等に応援を要請する。

本部班及び職員班は、応援要請に関する事務を処理する。

(資料)

【資料7】 摂津市災害対策本部条例

【資料8】 摂津市災害対策本部組織図

【資料20】 災害時における配備職員数

第2節 自衛隊の災害派遣

第1 趣旨

市長は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し災害対策基本法第68条の2に基づく自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2 自衛隊の派遣要請

1 災害派遣要請基準

- (1) 市長は、本市職員の動員だけでは市民の生命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認めた場合は、知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。
- (2) 本部員は、各班において実施すべき応急対策の実施が困難であり自衛隊の派遣要請が必要である場合はその旨を本部班に伝達する。

2 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

自衛隊は、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく、自ら次の(1)から(4)に示す判断基準に基づいて部隊を派遣する。なお、自衛隊は、この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 派遣部隊の活動

自衛隊の派遣部隊は、次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(1) 被害状況の把握

車両や航空機など、状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等が必要な場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 行方不明者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊のおそれがある場合は、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)に基づき、消防本部班及び消防署班と速やかに情報共有を図るとともに、人命救助その他の救護活動を連携して実施する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を平常時の関係機関が提供する薬剤等を使用して行う。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

4 災害派遣要請要領

(1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行うことを決定したときは、次の事項を明らかにして、電話又は口頭をもって知事に要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要請の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊(第3師団長又は第36普通科連隊長)に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により知事に通知しなければならない。

(3) 本部班は、派遣要請に関する庶務を処理する。

〈要請時の連絡先〉

区 分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊第3師団長 (第3部防衛班) (伊丹市広畑1-1)	072-781-0021 内線 3735 272 (大阪府防災行政無線)	072-781-0021 内線 3301
陸上自衛隊 第36普通科連隊長 (第3科) (伊丹市緑ヶ丘7-1-1)	072-782-0001 内線 4031 824-0 (大阪府防災行政無線)	072-782-0001 内線 4004

第3 自衛隊の受入れ

市は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

1 自衛隊の受入れ等

本部班は、自衛隊の受入れ及び市災害対策本部と自衛隊との間における総合調整を行う。

2 災害対策本部会議への参加要請

本部長は、必要に応じて、自衛隊へ災害対策本部会議への参加を要請する。

3 災害時用臨時ヘリポートの使用

本部班は、自衛隊に「【資料16】災害時用臨時ヘリポート一覧」に示すヘリポートを使用する活動を要請する場合、事前に施設管理者と調整の上、必要な手続を行うとともに、自衛隊との連絡調整を行う。

4 活動実施期間中の連絡担当者の設定

応援を受ける各部長は、活動実施期間中は現地に連絡担当者を配置する。
連絡担当者は、派遣部隊と市災害対策本部との連絡調整を行う。

5 派遣部隊の活動に必要な資機材の費用

本部班は、派遣部隊の活動の実施に要する資機材等の費用負担について、派遣部隊と協議を行う。

第4 撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、知事に自衛隊の撤収の要請を要求する。

本部班は、この場合、速やかに派遣部隊の現地指揮官と協議するとともに、自衛隊の撤収の要請に関する事務を処理する。

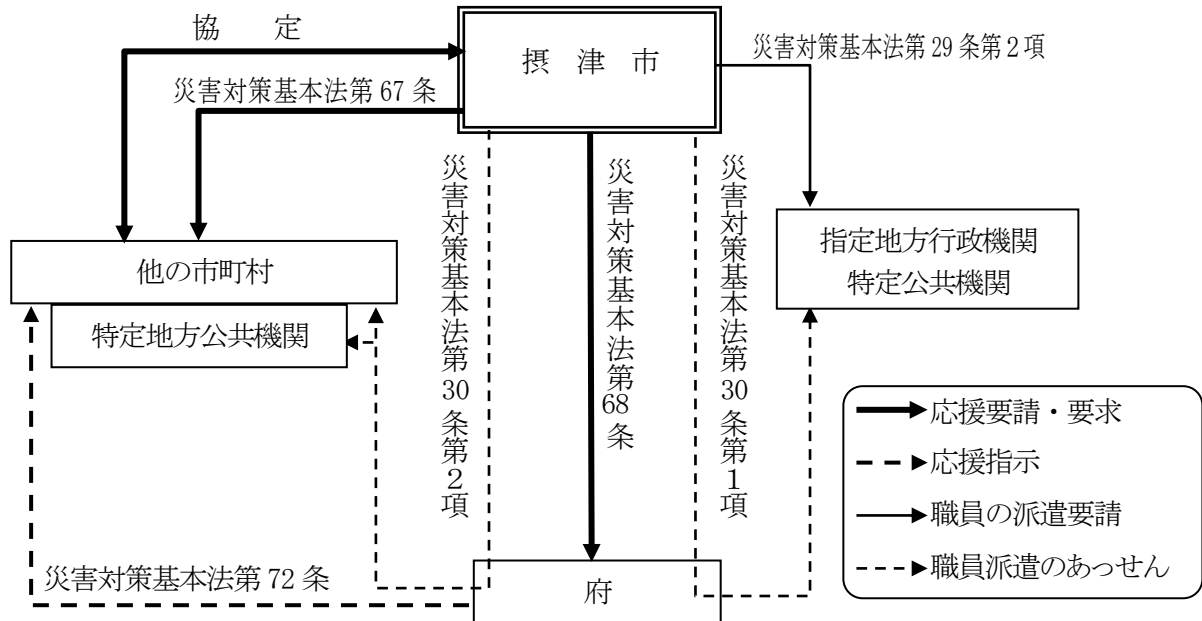
第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援

第1 趣旨

市は、府、他の市町村及び防災関係機関等と緊密な連絡をとりあい、相互協力して風水害応急対策を行う。なお、被害が比較的小規模であった場合は、市単独での風水害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第2 広域的な応援体制

〈応援協力要請系統図〉



1 府の応援・職員派遣【大阪府災害等応急対策実施要領】

- (1) 府の危機管理監は、大規模な風水害が発生し、摂津市の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合は、市からの要請を待たず、被災状況を把握するため、災害時先遣隊を派遣する。また、必要な物的・人的支援に関する情報等を収集するため、現地情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
- (2) 知事は、現地情報連絡員（リエゾン）からの情報により必要性が確認できたとき又は市長から災害対策基本法第68条に基づく応援要請を受けたときは、初動期の風水害応急対策の実施を支援するため、職員を派遣し、短期の応援を行う。
- (3) 知事及び府人事課長は、市長から地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣要請を受けたときは、市から求められる業務を遂行するため、府の業務の遂行に支障がない限り、関係部局と協議の上、適任と認める職員を派遣する。

2 府への応援要求又は応急対策の実施の要請

【災害対策基本法第 68 条/地方自治法第 252 条の 17】

(1) 要求・要請時の手続

- ① 本部長は、概括的被害状況等により外部の応援が必要と認めるときは又は風水害が発生するおそれがあり外部の応援が必要と認めるときは、知事に応援の要求又は応急対策の実施の要請を行う。
- ② 職員班は、本部長が知事に応援の要求・応急対策の実施の要請を行うことを決定したとき、府へ電話又は口頭をもって要求・要請を行う。なお、後日速やかに知事に文書を提出する。

(2) 要求・要請時に明らかにすべき事項

- ① 要求・要請する理由
- ② 活動の内容（活動場所及び必要な資機材等を含む。）
- ③ 活動の期間
- ④ 職種別人員数
- ⑤ その他必要な事項

(3) 知事による応急措置の代行【災害対策基本法第 73 条】

知事は、風水害により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合で、次の①から④に示す応急措置が必要な場合は、その全部又は一部を実施する。

- ① 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ② 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する。
- ③ 風水害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去及び保管を行う。
- ④ 市民及び応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

3 他市町村への応援要求【災害対策基本法第 67 条】

市は、風水害発生時又は風水害が発生するおそれがあり外部の応援が必要と認めるときに、他の市町村に応援を要求するときは、関係法令及び相互応援協定等（参照：【資料 17】協定締結一覧）に基づいて行う。

(1) 応援の要求

- ① 本部長は、概括的被害状況等により応援の必要を認めるときは、他の市町村長に応援を要求する。
- ② 本部班は、本部長が他市町村に応援を要求することを決定した場合、各市町村の危機管理担当部署へ文書で応援を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要求し、後日速やかに文書を提出する。

(2) 要求時に明らかにすべき事項

- ① 要求する理由
- ② 活動の内容（活動場所及び必要な資機材等を含む。）
- ③ 活動の期間
- ④ 職種別人員数
- ⑤ その他必要な事項

4 職員の派遣・あっせん要請

【災害対策基本法第 29 条～第 33 条/地方自治法第 252 条の 17】

(1) 職員の派遣の要請

- ① 本部長は、被害状況等により長期の支援が必要と認めたときは、府、他市町村、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請する。
- ② 職員班は、本部長が府等に職員派遣を要請することを決定したときは、各機関の人事担当部署へ文書で要請を行う。

(2) 職員の派遣の要請時に明らかにすべき事項【災害対策基本法施行令第 15 条】

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他、職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣に関するあっせんの要求

- ① 本部長は、職員の派遣を要請しようとしたときに、適任者がいない場合等は、知事に職員の派遣のあっせんに要求する。
- ② 職員班は、本部長が知事に職員の派遣のあっせんに要求することを決定した場合は、府人事担当部署へ文書で要求を行う。

(4) 職員の派遣に関するあっせんの要求時に明らかにすべき事項

【災害対策基本法施行令第 16 条】

- ① 派遣のあっせんに求める理由
- ② 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第 3 応援の受入れ

市は、広域応援等を要請した場合は、次のとおり受入れを行う。

1 応諾内容の報告

職員班は、府、他市町村、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に応援を要請した場合は、応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、速やかに応援を要する部・班及び本部班へ応諾内容を報告する。

2 応援の受入れ場所

各機関の受入れ場所は、おおむね次のとおりとし、各会議室や相談室のほか、第一委員会室及び第二委員会室も候補とする。

応援者	受入れ場所
府災害時先遣隊・現地情報連絡員（リエゾン）	災害対策本部室
府等からの応援職員	応援を要する部・班が指定する場所
府等からの派遣職員	応援を要する部・班が指定する場所

3 応援の受入れ体制

応援を要する部・班は、応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するとともに、必要な施設の使用等に関する手続を行う。また、「【資料16】災害時用臨時ヘリポート一覧」に示すヘリポートを使用する活動を要請する場合は、事前に施設管理者と調整の上、必要な手続を行うとともに、応援部隊との連絡調整を行う。

府及び防災危機管理課は、総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。

4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

職員班は、次の①から⑦に示す支援が必要な場合は、近畿地方整備局に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請する。

- ① 防災ヘリによる被災状況の把握
- ② 摂津市の支援ニーズの把握に向けた情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ③ 公共土木施設の被害状況の調査
- ④ 衛星通信車、小型衛星画像伝送装置（Ku-sat）等、最新技術の活用
- ⑤ 建設企業と連携した通行可能なルート確保等の応急対応
- ⑥ 資材の提供、災害対策用機械の貸与等の応急復旧に向けた支援
- ⑦ その他、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が実施可能な支援

5 応急対策職員派遣制度に基づく支援要請【応急対策職員派遣制度に関する要綱】

職員班は、市が行う災害マネジメントについて総括的な支援が必要な場合又は避難所の運営、罹災証明書の交付のほか、他の制度等において対象とされていない業務について支援が必要な場合は、府、総括支援チームの派遣を要請する。

(1) 対口支援団体決定前の派遣要請

職員班は、府を通じて総務省と関係団体で構成される応援職員確保調整本部（応援職員確保調整本部設置前には総務省）に対し総括支援チームの派遣を要請する。

要請は、その旨を記載した文書を提出して行う。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出する。

(2) 対口支援団体決定後の派遣要請

職員班は、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

要請は、その旨を記載した文書を提出して行う。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出する。

6 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害発生都道府県の応援

知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。府が職員を派遣する場合、地域や災害の特性及び職員の健康状態等を考慮した応援派遣職員の選定に努めるものとする。

第1 応援の要求

1 災害発生都道府県知事からの応援の要求

災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

2 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、知事は、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

3 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生都道府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第2 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実

府及び市は、要求に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮するものとする。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。

- 1 応援派遣職員等の宿泊場所の確保
- 2 テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備
- 3 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底
- 4 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保
- 5 テレビ会議などを活用した応援派遣職員と府との円滑な連携
- 6 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保
- 7 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 気象予警報等の伝達

第1 趣旨

大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達、周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

市は、府や大阪管区気象台等から発せられる気象予警報や参考となる警戒レベル等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知する等、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第2 気象予警報等

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、警戒を促す。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を促す情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、注意報、警報、特別警報等を適切に補足する。

(1) 注意報

大阪管区気象台は、気象現象等により市域に被害が予想される場合は、市民及び関係機関の注意を喚起するために市町村ごとに注意報を発表する。

種 類	発 表 基 準 (大阪府/摂津市)	
気象注意報	風 雪 注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	強 風 注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	大 雨 注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪 水 注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	浸水注意報 ☆	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。

(2) 警報

大阪管区気象台は、気象現象等により市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに警報を発表する。

種 類		発 表 基 準 (大阪府/摂津市)
気象警報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪 警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され る場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	大 雨 警 報 (注4)	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。
洪水警報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。
浸水警報	浸 水 警 報 ★	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 である。

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(風水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない本市には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

(3) 特別警報

大阪管区気象台は、気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、市民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村ごとに特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は、気象庁ホームページで公表する。

(4) 気象情報

大阪管区気象台は、気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路（気象業務法第15条/府水防計画）

- ① 大阪管区気象台は、府危機管理室、消防庁、警察庁、日本放送協会、NTT西日本株式会社（関西支店）、報道機関、鉄道機関等の関係機関に伝達する。
- ② 府危機管理室は、府水防計画に基づき、市、淀川右岸水防事務組合、茨木土木事務所等の関係機関に伝達する。
- ③ 本部班は、必要に応じて、災害対策本部及び市民へ気象予警報等を伝達する。
- ④ 各班は、必要に応じて、所管施設等へ気象予報警報を伝達する。

2 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報の関係機関への伝達経路

- (1) 大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、洪水予報を府に通知するとともに、必要に応じて、報道機関に協力を求め一般に周知する。
- (3) 府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画に基づき、関係市町村等にその内容を通知する。
- (4) 本部班は、この通知を受けたときは、庁内での情報共有を図る。

① 洪水予報の種類と発表基準（淀川 水位観測所：枚方観測所）

種 類	発 表 基 準
<p>氾濫注意情報 (洪水注意報)</p>	<p>氾濫注意水位（4.50m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位（4.50m）以上でかつ避難判断水位（5.40m）未満の状況が 継続しているとき、 避難判断水位（5.40m）に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに 発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行 動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
<p>氾濫警戒情報 (洪水警報)</p>	<p>避難判断水位（5.40m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位（5.50m）を下回ったとき（避難判 断水位（5.40m）を下回った場合を除く）、 避難判断水位（5.40m）を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の 可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
<p>氾濫危険情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫危険水位（5.50m）に到達したとき、 氾濫危険水位（5.50m）以上の状況が継続しているとき、 又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれると きに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する行動 を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
<p>氾濫発生情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ち に安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>

3 大阪管区气象台及び府が共同で発表する洪水予報の関係機関への伝達経路

- (1) 大阪管区气象台及び府は、神崎川・安威川洪水予報実施要領に基づき、安威川の洪水予報を共同で発表する。(水防法第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項)
- (2) 大阪管区气象台及び府は、必要に応じて、報道機関に協力を求め一般に周知する。
- (3) 府は、洪水予報を発表したときは、直ちに府水防計画に基づき、関係市町村等にその内容を通知する。
- (4) 本部班は、この通知を受けたときは、庁内での情報共有を図る。

① 洪水予報の種類と発表基準 (安威川 水位観測所：茨木市千歳橋)

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p>氾濫注意水位 (3. 25m) に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位 (3. 25m) 以上でかつ避難判断水位 (4. 25m) 未満の状況が継続しているとき、 避難判断水位 (4. 25m) に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当</p>
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位 (4. 55m) に到達すると見込まれるとき、 避難判断水位 (4. 25m) に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位 (4. 55m) を下回ったとき (避難判断水位 (4. 25m) を下回った場合を除く)、 避難判断水位 (4. 25m) を超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当</p>
氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位 (4. 55m) に到達したとき、 氾濫危険水位 (4. 55m) 以上の状況が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する行動を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当</p>
氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当</p>

4 水位周知河川（山田川）の水位到達情報

- (1) 府は、山田川の水位が避難判断水位または氾濫危険水位に到達したときは、その旨を市及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- (2) 本部班は、この通知を受けたときは、庁内での情報共有を図る。

① 発表基準（水位観測所：阪急京都線）

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位（2.10m）に到達した場合
氾濫危険情報 （特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（2.55m）に到達した場合。
氾濫発生情報	水位周知区間内で氾濫が発生した場合

第3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新されており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水被害発生の危険度の高まりの予測を地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新されており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものが、常時10分ごとに更新されている。

第4 市民への周知

1 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府の役割

河川の洪水の状況を市民が容易にわかるよう河川情報や、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、住民に正確な情報を伝達する。

2 大阪管区气象台の役割

台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を市民が容易にわかるよう暴風警報、竜巻注意情報等の暴風、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、住民に正確な情報を伝達する。

3 府の役割

(1) 日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。

また、必要に応じて緊急警報放送を要請する。

(2) 台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等を行う。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）や、おおさか防災情報メールでの周知を図る。

4 市の役割

(1) 本部班は、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて、予警報を伝達するとともに、必要に応じて予測される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

(2) 広報班は、本部班が伝達・周知する内容を市ホームページ、市公式LINE、広報車等を通じて市民に伝達・周知する。

5 大規模な台風の接近時の対応

本部班は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合は、府及び大阪管区气象台と連携を密にし、市民に対し、身の安全の確保の呼びかけに努めるものとする。

府は、府民に対し、これまで経験したことがない規模の台風の接近に対する注意や、市の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

6 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知する。また、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 警戒活動

第1 趣旨

市、府、淀川右岸水防事務組合をはじめ、防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 水防区域

水防管理者（市長）が受け持つ水防区域は、基本的に淀川右岸水防事務組合が受け持つ水防区域を除く市内全域とする。

(1) 淀川右岸水防事務組合の水防区域

町名・丁目・番
桜町1丁目・桜町2丁目・学園町1丁目・学園町2丁目・鶴野1丁目・鶴野2丁目・鶴野3丁目・鶴野4丁目・昭和園1番～9番・香露園・南千里丘・三島1丁目・三島2丁目・三島3丁目1番～5番、13番～17番・正雀3丁目・正雀4丁目・正雀本町2丁目・東別府1丁目・東別府2丁目・東別府3丁目・東別府4丁目・東別府5丁目・北別府町・浜町・別府1丁目・別府2丁目・別府3丁目・南別府町・別府・一津屋1丁目・一津屋2丁目・一津屋3丁目・東一津屋・西一津屋・一津屋・新在家1丁目・新在家2丁目・鳥飼上1丁目・鳥飼上2丁目・鳥飼上3丁目・鳥飼上4丁目・鳥飼上5丁目・鳥飼上・鳥飼銘木町・鳥飼中1丁目・鳥飼中2丁目・鳥飼中3丁目・鳥飼中・鳥飼新町1丁目・鳥飼新町2丁目・鳥飼八町1丁目・鳥飼八町2丁目・鳥飼下1丁目・鳥飼下2丁目・鳥飼下3丁目・鳥飼下・鳥飼本町1丁目・鳥飼本町2丁目・鳥飼本町3丁目・鳥飼本町4丁目・鳥飼本町5丁目・安威川南町・鳥飼西1丁目・鳥飼西2丁目・鳥飼西3丁目・鳥飼西4丁目・鳥飼西5丁目・鳥飼西・鳥飼和道1丁目・鳥飼和道2丁目・鳥飼八防1丁目・鳥飼八防2丁目・鳥飼野々1丁目・鳥飼野々2丁目・鳥飼野々3丁目

(2) 淀川右岸水防事務組合の防御の対象河川

河川名	堤防区間
淀川	右岸 水無瀬川合流点から大阪海口に至る間
安威川	右岸 五十鈴町水利組合天役樋から神崎川合流に至る間 左岸 茨木市学園町、橋の内1丁目界から神崎川合流点に至る間

第3 気象観測情報の収集伝達

1 雨量

(1) 大阪府水防本部現地指導班長（土木事務所長等）は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、府水防本部長（知事）へ報告する。

(2) 府水防本部長は必要に応じて、大阪管区气象台、淀川河川事務所等にも情報を報告する。

2 河川水位

- (1) 本部班は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、観測した水位を所轄の現地指導班長（茨木土木事務所長）及び他の水防管理者（大阪市長）へ通報する。
- (2) 現地指導班長は、本部班から水位の報告を受けたとき、又は府管理の量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるときは、府水防本部に報告するとともに、状況に応じて観測水位を関係水防管理者に通報する。
- (3) 府水防本部長は、必要に応じて、観測所の水位を淀川河川事務所等へ連絡する。

第4 水防活動

市、府及び近畿地方整備局は、府域において洪水、雨水出水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

2 水防管理団体等

市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。

(1) 市の役割

- ① 土木班は、必要な資機材の点検整備を実施する。
- ② 土木班は、重要箇所を中心に巡回し、次のア～オに示す異常を発見したときは直ちに水防活動を開始する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 桶門の水漏れ
 - エ 橋梁等の構造物の異常
 - オ その他、水防活動が必要な異常現象
- ③ 土木班は、巡回して得た情報、水防活動の状況を随時、本部班に報告する。
- ④ 本部班は、土木班からの報告を受け、必要に応じて、水防施設の管理者へその報告内容を伝達する。
- ⑤ 本部班は、土木班が水防作業を開始したときは、所轄の現地指導班長にその旨を報告する。
- ⑥ 水防管理者（市長）は、必要に応じて、水防活動を民間事業者に委任する。

(2) 淀川右岸水防事務組合の役割

- ① 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- ② 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

- ③ 重要箇所を中心に巡回し、次のア～オに示す異常を発見したときは直ちに水防活動を開始する。
- ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの越水状況
 - ウ 桶門の水漏れ
 - エ 橋梁等の構造物の異常
 - オ その他、水防活動が必要な異常現象
- ④ 水防管理者（大阪市長）は、必要に応じて、水防活動を民間事業者に委任する。

3 水門等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に水門等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第5 異常現象発見時の通報【災害対策基本法第54条】

1 異常現象の通報

次の①から④に示す異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市、消防本部又は摂津警察署に通報する。

- ① 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- ② 堤防からの越水
- ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下
- ④ その他、通常時には発生しない事象

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

市長は、通報を受けた旨を大阪管区气象台、府をはじめとする関係機関に通報する。

本部班は、市長の通報に関する事務を処理する。

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等による災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 水道・工業用水道（府、府内水道（用水供給）事業者）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

- (4) 電気通信（NTT 西日本株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（府、市、淀川河川事務所、西日本高速道路株式会社）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等、適切な措置を講ずる。

第7 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、本部班及び産業班並びに府は、事前に新物資システム（B-PL0）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 発災直後の情報収集・伝達

市は、風水害発生後、被害状況の把握及び迅速な応急対策の実施に向け、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や府防災情報システム等を活用し、情報の収集及び伝達を行う。

第1 被害情報の収集

1 関係機関からの情報収集

- (1) 大阪管区気象台からの情報収集
- (2) 河川管理者からの情報収集
- (3) 淀川右岸水防事務組合からの情報収集
- (4) その他、関係機関からの情報収集

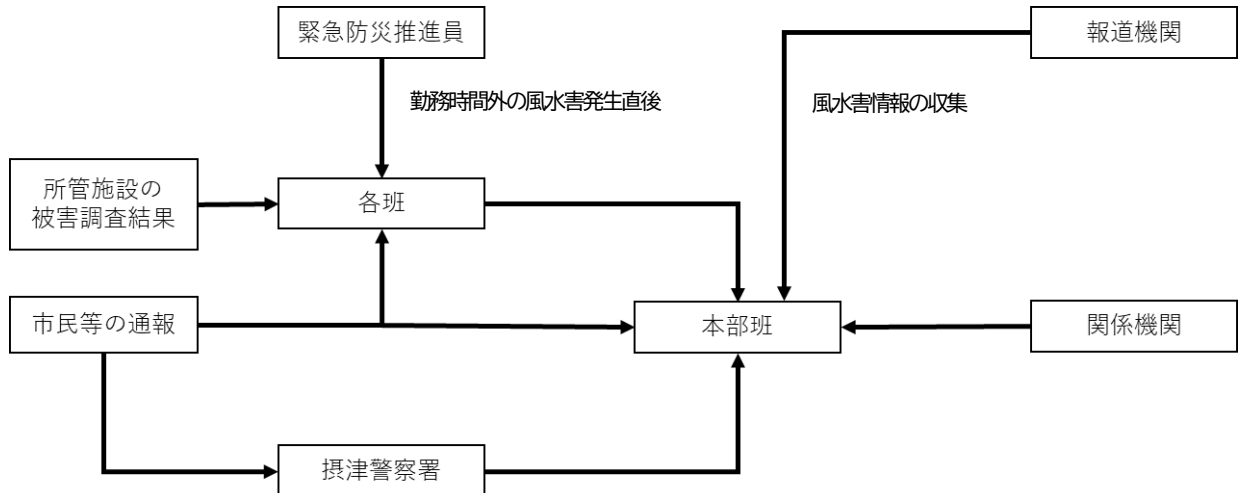
2 その他の情報収集

- (1) 災害対策本部の各班長からの情報収集
- (2) 避難所・緊急避難場所の各班長からの情報収集
- (3) テレビ・ラジオ等からの情報収集
- (4) その他、可能な手段による情報収集

第4節 情報の収集・伝達

市は、円滑な応急対策の実施に向け、収集した情報を各部及び関係機関に迅速かつ的確に伝達する。【災害対策基本法第51条】

第1 情報の収集経路



(1) 市民等の通報

市民等は、風水害による重大な被害を発見した場合等は、市又は摂津警察署に通報する。

(2) 摂津警察署の情報収集及び伝達

摂津警察署は、市民等の通報により得た重大な被害等に関する情報を取りまとめ、本部班に伝達する。

(3) 各班の情報収集及び伝達

各班は、所管する施設の被害を調査し、その結果を取りまとめる。また、当該班に所属する班員が参集時に確認した情報を取りまとめる。

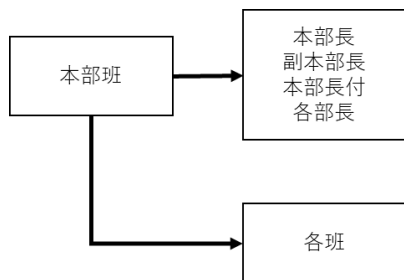
各班は、所管建築物の被害調査結果を資産班へ、市民等の通報、勤務時間外における班員からの報告等により収集した情報を本部班へ伝達する。

(4) 本部班の情報収集

本部班は、市民等の通報、摂津警察署、各班、報道機関、関係機関から情報を収集し、整理する。

第2 情報の伝達経路

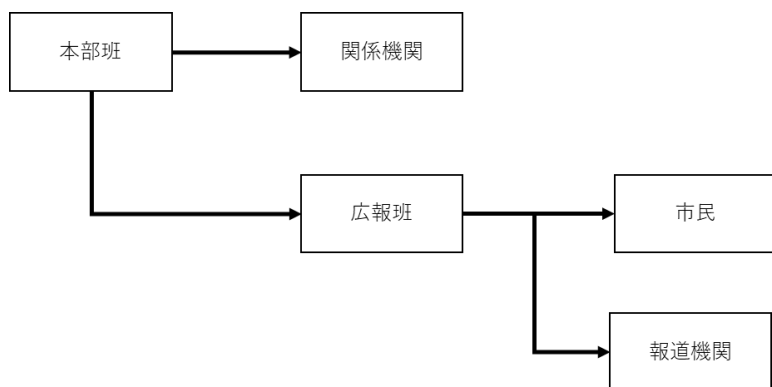
(1) 庁内の伝達経路



本部班は、収集・整理した情報を本部長、副本部長、本部長付、副本部長付、各部長、各班長に伝達する。

各班長は、本部班から伝達された情報を各班員に伝達する。

(2) 市民及び関係機関への伝達経路



① 関係機関に伝達すべき事項

本部班は、関係機関に必要な情報を伝達する。

② 市民・報道機関に伝達すべき事項

本部班は、広報班に必要な情報を伝達する。

広報班は、市民、報道機関に必要な情報を伝達する。

第3 被害情報の収集及び連絡（概要報告）

1 概略被害情報の収集、概要報告及び応援要請

(1) 収集する情報の種類

各班が収集する情報の種類は、おおむね次のとおりとする。

情報の種類	担当班
人的被害	消防本部班、消防署班、保健福祉班
家屋（住家・非住家）被害	罹災証明班、都市整備班
公共土木施設等被害	都市整備班、土木班
農地・農業用施設及び農産物被害	産業班、土木班

情報の種類	担当班
文教関係被害	教育班
商・工業関係被害	産業班
保健衛生関係被害	環境班、保健福祉班
感染症発生状況	保健福祉班
社会福祉・労働施設被害	保健福祉班
上・下水道施設被害	水道本部班
市有建築物被害	資産班

(2) 初期段階の情報収集

各班は、風水害発生の初期段階においては、人的被害、住家被害、非住家被害、土木被害について、被害なし、軽度、重度等の概略被害情報を収集する。

(3) 情報の収集・伝達方法

① 勤務時間内における情報収集

ア 各班は、風水害発生後直ちに情報収集を開始する。

イ 情報の収集は、電話、インターネット、テレビ、ラジオ、ファクシミリ、無線等により行う。

② 勤務時間外における情報収集

ア 勤務時間内における収集方法に準じる。

イ 各職員は、参集途上で確認した市域の被害状況を災害対策本部の各班長又は避難所・緊急避難場所の各班長に報告する。災害対策本部の各班長及び避難所・緊急避難場所の各班長は、報告を受けた情報を集約し、逐次、本部班に伝達する。その際、確認できた被害情報はすべて報告する。

③ 各班が収集した情報は、原則、「【資料 21】被害状況即報等に係る各班の役割分担」のとおり、火災・災害等即報要領の第 4 号様式 (その 2) を用いて本部班に伝達する。

④ 本部班は、各班から収集した被害情報をとりまとめ、速やかに「概要報告」として、庁内で共有するとともに府等へ報告する。

⑤ 本部班は、堤防の漏水等、緊急を要する災害情報を得た場合は、関係自治体、河川管理者、水防管理者等に通報する。

(4) 収集した情報に基づく判断

① 本部長は、収集した情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及び必要な体制を決定する。

② 本部長は、収集した情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、自衛隊、府、他市町村等への応援要請等を第 1 章の第 2 節「自衛隊の災害派遣」及び第 3 節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に基づき行う。

(5) 市民への伝達

本部班は、市民の安全確保及び応急対応を迅速に行うために必要と認められる緊急情報の周知を広報班に要請する。

広報班は、第 2 章の第 3 節「災害広報」に基づき緊急情報を周知する。

2 災害概況即報

各班は、迅速性を最優先として可能な限り早く状況を確認し、取りまとめた情報を本部班へ報告する。なお、確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）として報告する。

本部班は、各班から収集した被害情報を取りまとめた災害概況報告について、火災・災害等即報要領の第4号様式（その1）に取りまとめ、原則として、覚知後30分以内に庁内で共有するとともに府等へ報告する。

3 被害状況即報及び災害確定報告

本部班は、被害状況等を把握できる段階に至った段階で、適宜、各班に被害状況の報告を求める。

各班は、情報の収集を継続し、取りまとめた情報を本部班の求めに応じて報告する。

本部班は、各班からの報告内容を取りまとめ、被害情報の数量が確定できない場合は暫定値として整理し、逐次、府等へ報告する。

本部班は、被害情報の数量を暫定値として整理した場合は、応急対策が完了した後、20日以内に数量を確定し、災害確定報告を行う。

4 府等への報告等【災害対策基本法第53条第1項】【消防組織法第40条】

(1) 本部班は、次の一般基準、個別基準、社会的影響基準に該当する風水害が発生した場合（該当するおそれがある場合を含む。）は、火災・災害等即報要領に基づき、随時、府に被害状況等を即報する。なお、府に報告ができない場合は、消防庁に被害情報等を即報する。

① 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 災害対策本部を設置したもの
- ウ 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの
- エ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

- ア 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 社会的影響基準

一般基準及び個別基準に該当しない風水害であるが、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

④ 報告方法

本部班は、府防災情報システム（0-DIS）を使用して、府へ報告を行う。

本部班は、府防災情報システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話又はFAX等の手段で府へ報告を行う。

⑤ 直接即報基準

本部班は、風水害により死者又は行方不明者が発生した場合は、第一報を府だけではなく、直接消防庁に対しても報告する。

⑥ 報告内容

本部班からの府等への報告は、災害対策基本法第53条、同法施行令第21条、同法施行規則第2条、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に規定される内容を報告する。

- (2) 本部班は、行方不明者として把握した者が、本市ではなく他の市町村に住民登録を行っている者であることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人の内、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）の危機管理担当部局にその旨を連絡する。

第4 府の情報収集伝達【大阪府地域防災計画】

府は、災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
- (2) 府防災情報システムによる被害予測
- (3) 庁舎周辺の被害状況
- (4) 府警察からの被害情報（通報状況等）
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む）
- (6) 防災関係機関からの被害情報（リエゾンの配置を含む）
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) 衛星中継車、ヘリコプターテレビ画像伝送装置、無人航空機及び高所監視カメラ等からの被害映像
- (10) 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
- (11) 住民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やSNS等の活用）
- (12) その他

府は、市、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ち

に消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市及び他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

2 安否不明者に関する対応

- (1) 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- (2) 安否不明者の情報を得た場合は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

3 情報伝達

- (1) 人的被害の数に関する広報を行う際は、市と連携の上、適切に行う。
- (2) 必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を府災害対策本部を通じて防災関係機関と共有する。

第5 通信手段の確保

府、市をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

1 防災行政無線の点検等

本部班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、支障がある場合は施設設備の復旧を行う。

2 電話回線による通信確保

資産班は、電話回線による通信が確保できない場合は、NTT 西日本株式会社(関西支店)に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する。また、必要に応じて非常電話を申し込む。

3 無線通信設備等による通信確保

本部班は、電話回線の輻輳等により、情報の収集伝達に支障が生じている場合は、次の無線通信設備等を使用して通信の確保を図る。

- (1) 大阪府防災行政無線
- (2) 無線電話機(内線電話機)
- (3) 市防災行政無線(移動系無線設備)
- (4) 消防無線、警察無線による非常通信※
- (5) その他、通信可能な設備

4 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

5 NTT 西日本株式会社(関西支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

※電波法第 52 条の規定に基づく非常通信計画のルートは、次のとおりとする。

発 信	非常通信経路（中継）			着 信		
摂津市 本部班	無線 →	市消防本部 (消防署)	無線 →	大阪市消防局 (指令情報センター)	無線 →	大阪府 危機管理室
	無線 →	摂津警察署 (総務課)	無線 →	大阪府警察本部 (通信指令室)	無線 →	

(資料)

【資料 21】 被害状況即報等に係る各班の役割分担

第5節 災害広報・広聴

第1 趣旨

市は、情報不足による混乱の発生を防止するとともに、市民等が自らの判断で適切な行動をとれるよう、多様な手段で正確かつきめ細かな情報を提供する。また、広聴活動を実施し、被災者の要望事項等を把握するとともに、不安の解消等に努める。

第2 災害モード宣言

府は、大阪管区気象台の予測で強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合は、府域上陸・最接近の前日 18 時までを目安に「災害モード宣言」を行い、住民や事業者等に学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける。

本部班は、府が「災害モード宣言」を行ったことを把握したときは、広報班へ伝達を行う。

広報班は、本部班からの伝達又は自らの情報収集活動により、府が「災害モード宣言」を行ったことを把握したときは、市ホームページ等を通じて市民へ周知を行うとともに、市 LINE 公式アカウントのリッチメニューを「防災情報」優先の表示に切り替える。

市民及び事業者は、「災害モード宣言」が行われたときは、意識を災害モードへ切り替え、次の (1) から (3) に掲げる行動をとる。

- (1) 不要不急の外出は控え、安全な屋内で待機する。
- (2) 市の避難情報の発令に注意する。
- (3) 翌日の台風に備え、出勤・通学の抑制検討など適切な対応をとる。

第3 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

なお、市及び府は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

1 災害時における広報体制

- (1) 広報班は、災害対策本部会議において決定した広報する事項（被災者のために講じている施策等）を速やかに市民・事業者へ周知する。
- (2) 広報班は、広報資料の作成に当たり、必要に応じて各班へ情報や資料等の提供を依頼する。
- (3) 広報班は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害が発生している場合等は、指定避難所へ広報紙を掲示するなど、多様な手段で広報活動を実施する。
- (4) 広報班は、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発信する。また、記者会見を行う必要がある場合は日時等の諸調整を行う。

- (5) 広報班は、広報した事項及び時期をすべて記録し、応急対策業務の終了後に本部班へ報告する。
- (6) 広報班は、報道機関からの問合せがあった場合はその窓口となって対応を行う。

2 広報の内容

(1) 風水害発生直後の広報

- ① 被害情報及び気象の状況
- ② 要配慮者への支援の呼びかけ
- ③ その他、必要な事項

(2) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧情報
- ⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い・救援物資の供給場所・日時・品目
- ⑧ その他、必要な事項

3 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更、臨時発行、チラシ等の配布・掲示による広報
- (2) 点字やデージー形式のCDによる広報
- (3) インターネット（ホームページ、市公式LINE）による広報
- (4) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (5) 広報車による現場広報
- (6) 本部班の防災行政無線、Lアラート等、各班が有するネットワーク及び広報手段を活用した広報
- (7) その他、活用可能な媒体による広報

第4 報道機関との連携

1 緊急放送の要請

広報班は、緊急を要する場合、必要な情報伝達を短時間に着実に行うことが困難な場合、利用可能な通信の機能が十分に機能しない場合等は、あらかじめ定めた手続により、株式会社ジェイコムウエスト及びJCOM株式会社に緊急放送の実施を要請する。

2 報道機関への情報提供

広報班は、風水害に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して定期的に情報を提供する。

3 要配慮者に配慮した広報

(1) 障害者等への情報提供

広報班は、「第3 災害広報」「3 広報の方法」に示す手段の内から、個別事情に応じた手段を選択して広報を実施する。また、必要に応じて保健福祉班へ協力を求める。

(2) 外国人への情報提供

広報班は、ホームページの翻訳機能を活用するなど、多言語での広報を実施する。

第5 広報資料の収集

1 被災状況等の情報収集

広報班は、被災状況や支援状況等を写真又は動画形式で記録し、広報資料として活用する。

なお、記録する写真又は動画は、将来、災害記録として啓発活動や職員の知識向上に向けた研修等で活用することにも留意する。

第6 広聴活動の実施

1 災害広聴体制

(1) 災害相談窓口

市民班は、市民の要望事項等を把握するとともに、各種問合せに速やかに対応するため、202・203 会議室に災害相談窓口を開設し、電話、電子メール又は対面等による相談対応を行う。

(2) 相談業務の総合管理

- ① 市民班は、災害相談窓口で受理された要望や問合せについて、回答可能な場合は、即時に回答を行うとともに、対応が完了した事項を集約する。
- ② 市民班は、他班で対応が必要な要望や問合せを受理した場合は、対応を所管する班へ受理内容を伝達するなど引継ぎを行う。対応を所管する班の特定が困難な場合は、本部班へ確認を行う。
- ③ 対応を所管する班は、受理した要望や問合せに対応するとともに、対応が完了した時点で市民班へ対応結果を報告する。
- ④ 市民班は、受理された要望や問合せ及び各班の対応結果を取りまとめる。
- ⑤ 市民班は、本部班から報告を求められたときは、その時点で取りまとめた対応結果を報告する。
- ⑥ 市民班は、要望・問合せ事項（問合せ主、受付日時、問合せ内容等）及び対応結果（対応日時、対応内容等）をすべて記録し、応急対策業務の終了後に本部班へ最終の報告を行う。

第7 安否情報

1 救助機関への情報提供

府は、救出・救助活動の効率化・円滑化等に資する場合、速やかに救助機関への情報提供を行う。

市は、救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、府が策定している「災害時における安否不明者等の氏名等公表に係るガイドライン」及び「災害時における安否不明者の氏名等公表に係る要領書」に基づき、安否情報を取り扱う。

- ① 府は、市に対し、報告時期を明示した上で、風水害による安否不明者等の情報の報告を求める。
- ② 本部班は、市民班へ府からの依頼事項を伝達する。
- ③ 市民班は、風水害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、又は遅くとも風水害発生から 24 時間以内に、本部班、消防本部班、避難班及び保健福祉班と連携し、被災したとみられる市民の名簿作成に着手する。
- ④ 市民班は、被災したとみられる市民の名簿に住民基本台帳情報から一定程度情報が集約できた段階で、取りまとめた情報を本部班へ報告する。
- ⑤ 市民班は、府の指定する報告方法により、府に報告する。
- ⑥ 府は、市民班から報告を受けた場合、速やかに救助機関へ情報を提供する。

2 安否情報の公表

府は、被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、発災後おおむね 48 時間以内を目標（目安）に安否情報を公表する。

- ① 市民班は、「1 救助機関への情報提供」で取りまとめた情報を住民基本台帳からの情報収集、救助機関等からの被害情報の収集、避難所（避難者）からの情報収集、自治会・近隣住民等からの情報収集等により更新する。なお、更新にあたっては、安否不明者として把握した者の住民基本台帳の閲覧制限等についての措置の有無を併せて確認する。
- ② 摂津警察署は、110 番通報などの警察活動により入手した被害情報を確認し、事件性がないと判断した場合は、警察警備本部において人的被害の事実確認を行うとともに、府へ情報を提供する。
- ③ 府は、摂津警察署から提供された情報の中に本市に関する情報があった場合は、本部班へ電子メールにより提供する。
- ④ 本部班は、府から情報提供を受けたときは、その情報を市民班に提供する。
- ⑤ 市民班は、本部班へ取りまとめた情報を提供する。
- ⑥ 市民班は、府が指定した期日までに、取りまとめた情報を府へ電子メールにより報告する。
- ⑦ 府は、関係機関から、旅行者など居住市町村を特定できない安否不明者等の情報提供を受け付ける。
- ⑧ 府は、本部班と公表方法を調整した上で、速やかに本市を含む各市町村から提供を受けた情報を公表する。なお、公表する対象者が多数で全員分の安否不明者の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握している情報から先行して順次公表する。

3 公表の方法及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

府は、府のホームページに安否不明者の名簿を掲載するとともに、紙面により報道機関へ情報を提供する。

府は、本部班に対し、定期的に時期を定めて、既に報告した情報の更新に関する報告を求める。

市民班は、報告済の情報を更新する必要がある場合は、随時内容を更新し、府の指定する時期までに本部班及び府へ報告する。

府は、安否不明者の名簿を更新したときは、差し替え後の名簿を府のホームページに掲載するとともに、紙面により報道機関へ情報を提供する。

(2) 追加情報の受付方法

府は、安否不明者の名簿を公表するときは、本市の安否情報受付先(市民班の電話番号、メールアドレス等)を公示し、情報提供者の便に資するよう努める。

4 安否が確認できた場合の取扱い

府は、氏名等の公表により安否(無事又は行方不明、死亡)が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

5 公表期間

府は、府のホームページ等に安否不明者の氏名等を掲載した場合は、おおむね1週間で公表を終了する。

第3章 救助、救急、医療救護

第1節 救助・救急活動

第1 趣旨

市は、消防団、府警察（摂津警察署）、自衛隊等の関係機関と相互に連携を図り、消防計画に基づき、迅速かつ的確に人命救助、救急活動を実施する。

第2 市の応急活動及び府の指示・調整

1 災害発生状況の把握

消防本部班及び消防署班は、高所カメラや通報等を通じて被災状況の早期把握に努めるとともに、府警察（摂津警察署）、電力会社、ガス事業者等の関係機関に迅速な情報伝達を行う。

2 応急活動

(1) 活動体制

消防長は、消防計画に基づき、風水害の規模等が警備本部の設置基準を満たす場合又はその他必要と認めた場合は、警備本部を設置する。

警備本部の設置場所は、原則、警備企画課室とする。

(2) 救急・救助活動

消防本部班及び消防署班は、医療機関等と連携して救急活動を実施するとともに、府警察（摂津警察署）及び派遣を要請している場合は自衛隊とも連携し、人命救助活動や行方不明者の捜索活動を実施する。

3 相互応援

(1) 消防本部班は、市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、ヘリコプター等が必要な場合、資機材が必要な場合は、府及び消防相互応援協定締結自治体へ応援を要請する。

(2) 府は、市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

4 緊急消防援助隊の応援要請（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）

(1) 市長は、大規模な風水害が発生し、市及び府の消防力では対応が困難で、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡する。

(2) 府は、被害の拡大に府域市町村だけでは対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。

(3) 市長は、風水害の概況、出動を希望する区域及び活動内容、緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して、その旨を電話により連絡を行う。

- (4)市長は、知事に対して連絡できない場合は、直接消防庁長官に対して(1)(3)の連絡を行う。
- (5)消防本部班は、詳細な被害状況、応援等に必要の隊の種別・規模等を把握した段階で、市長に報告の上、あらかじめ指定された様式を用いて知事に対してファクシミリ又は電子メールにて連絡する。
- (6)消防本部班は、知事に対して連絡できない場合は、(5)の連絡を市長に報告の上、直接消防庁長官に対して連絡する。

第3 府警察（摂津警察署）の応急活動

- 1 摂津警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助に必要な車両や資機材を調達する等、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場に迅速に派遣する。
- 2 府警察本部は、被害発生状況等に基づき必要と認めるときは、迅速に機動隊等を摂津警察署に派遣する。
- 3 摂津警察署は、市及び関係機関と連携し、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 摂津警察署は、迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等を行う。

第4 自主防災組織等

- 1 自主防災組織、防災サポーター、消防団及び事業所の自衛消防組織等は、二次災害の発生に十分注意し、人命を第一優先にすることを前提に地域の被害状況の把握に努め、把握した被害状況等を市及び関係機関に通報する。
- 2 自主防災組織、消防団及び事業所の自衛消防組織等は、消防本部班、消防署班、摂津警察署等の関係機関と連携を図りながら、自発的に救助・救急活動を実施する。

第5 惨事ストレス対策

消防本部班、消防署班、消防団、摂津警察署、自主防災組織等、救助・救急等を実施する各機関は、職員・構成員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

第1 趣旨

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、風水害の状況に応じて救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、府は、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第2 医療・救護体制の確立

保健福祉班は、市内の医療救護活動の総合調整を行う。

保健福祉班は、他班の保健師等に応援を要請する。また、応援の要請を受けた班は、原則、保健福祉班の要請に応諾する。

第3 医療情報の収集・提供

1 府の役割

- (1) 府は、府域で風水害が発生した場合は、大阪府救急・災害医療情報システム（以下「救災システム」という。）及び広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）の災害運用を行い、災害医療機関に対して救災システム及びEMISへの入力要請を行うなど、被災医療情報を収集する。
- (2) 府は、電話回線の断絶等により、救災システム及びEMISが機能しない場合は、府防災行政無線を使用して市や災害拠点病院から医療機関の被災状況や活動状況、医療ニーズ、患者受入れ情報を収集する。
- (3) 府は、把握した医療機関被災状況・活動状況を速やかに市、関係機関及び府民に提供する。
- (4) 府は、必要に応じてライフライン事業者等に対し、被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

2 市及び茨木保健所の役割

- (1) 保健福祉班及び茨木保健所は、電話回線の断絶等により、救災システム及びEMISが機能しない場合は、必要に応じて消防本部班、消防署班、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会へ被災医療情報の提供を求めるなど連携・分担して、人的被害、医療提供施設（歯科及び薬局を含む）の被災状況や活動状況、医療ニーズ、患者受入れ情報を把握する。
- (2) 保健福祉班及び茨木保健所は、大阪府防災行政無線等を使用して把握した情報を府へ報告する。
- (3) 保健福祉班及び茨木保健所は、市民に医療機関情報を提供する。

第4 現地医療対策

1 医療救護所の設置・運営

保健福祉班は、市及び府等の医療救護班（保健医療活動チーム）の受入窓口を設置するとともに、府（茨木保健所）の支援・協力のもと、医療救護所への配置調整を行う。

- (1) 保健福祉班は、必要に応じて速やかに医療救護所を設置するとともに、摂津市災害医療センター（摂津ひかり病院）及び摂津市医師会の協力を得て市の医療救護班（保健医療活動チーム）を編成し、医療救護所へ派遣する。
- (2) 市の医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面の間必要な資器材等を携行する。
- (3) 市の医療救護班は、原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を使用して移動する。
- (4) 保健福祉班及び府は、市の医療関係機関が移動手段を有しない場合は、移動手段を確保し、移送を行う。
- (5) 市の医療救護班は、次の①から⑦に示す業務を遂行する。
 - ① 患者に対する応急処置
 - ② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
 - ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
 - ④ 助産救護
 - ⑤ 被災市民等の健康管理
 - ⑥ 死亡の確認
 - ⑦ その他、状況に応じて必要な処置
- (6) 保健福祉班は、派遣した市の医療救護班で十分な対応が困難な場合は、次のとおり府に府等の医療救護班の派遣を要請する。
 - ① 茨木保健所に設置された保健所保健医療調整本部を通じて、府の保健医療調整本部に府等の医療救護班の派遣を要請する。
 - ② 府を通じて、日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- (7) 府は、市から府等の医療救護班の派遣要請を受けた場合、又は自ら必要と認めた場合は、府等の医療救護班を派遣して医療救護活動を実施するとともに、災害拠点病院等の医療関係機関に医療救護班の派遣を要請する。
- (8) 府は、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行う。
- (9) 府は、国及び他府県に派遣を要請した医療救護班を受け入れ、本市を含む被災市町村への派遣調整を行う。
- (10) 保健福祉班は、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、当該医療機関を医療救護所として指定する。

2 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、又は災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、次の(1)から(11)に示す医療関係機関の協力を得て、指定避難所や医療救護所等における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用する。

- (1) 日本医師会災害医療チーム(JMAT)
- (2) 日本赤十字社
- (3) 独立行政法人国立病院機構
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (5) 国立大学病院
- (6) 日本災害歯科支援チーム(JDAT)
- (7) 日本薬剤師会
- (8) 災害支援ナース
- (9) 日本リハビリテーション支援協会(JRAT)
- (10) 日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)
- (11) 民間医療機関等からの医療チーム派遣等

府は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう診療情報の引継ぎの適切な実施に努める。

第5 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、要入院患者に対応するため、EMISから得られる情報等をもとに、医療関係機関と協力して被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受入病床を確保する。また、必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

2 後方医療活動

市は、医療救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者が、被災を免れた医療機関で重傷度等に応じて受入れ・治療を行えるよう必要な調整・搬送を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

保健福祉班はEMIS、消防本部班及び消防署班はEMIS及び救災システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整を行う。

(2) 患者搬送手段の確保

- ① 消防署班は、原則、救急車で患者の陸上搬送を実施する。
- ② 消防署班、消防本部班及び府は、搬送する救急車が確保できない場合は、他の搬送車両を確保する。
- ③ 消防署班又は消防本部班は、航空機搬送が必要と認めたときは、府にその旨を要請する。
- ④ 府は、市から航空機搬送の要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、次の②に示す地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMATの派遣調整を行う。

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

ア 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整

ウ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

エ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

オ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 摂津市災害医療センター（摂津ひかり病院）

摂津市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 摂津市の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（二次救急告示病院）及び初期医療機関

災害医療協力病院等は、災害拠点病院及び摂津市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第6 医薬品等の確保・供給活動

府及び市は、それぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を行う。

1 市の活動

保健福祉班は、市内医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達・供給活動を実施する。

保健福祉班は、医薬品、医療用資器材に不足が生じた場合は、府に対して供給を要請する。

2 府の活動

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達・供給活動を実施する。

府は、必要に応じて、国及び他府県に対して医薬品、医療用資器材の供給を要請するとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

3 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。

第7 個別疾病対策

保健福祉班及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病対策については、各特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(資料)

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図

【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

【資料 16】 災害時用臨時ヘリポート一覧

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

第1 趣旨

市は、風水害から市民等の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示、誘導等の必要な措置を講ずる。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、危険の切迫性、地域の特性等に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき行動が分かるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動の喚起に努める。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民等の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、淀川・安威川等の水位等に応じて、避難指示等を発令する。なお、避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて関係機関・専門家の技術的な助言等を活用するなど、適切に判断を行うものとする。また、市民等が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

1 避難情報と市民等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	—
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の水害リスク、指定緊急避難場所、広域避難場所、避難経路、避難のタイミング、避難情報の収集手段等を確認するなど、避難に備え自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報等 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等及びその人の支援をする者）は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等に立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。 ・ただし、水害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害）） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市が河川の水位の現状やその後の雨量予測等を総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が発出されたとしても発令されないことがある。

2 実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

① 市長は、市民等の生命又は身体を水害から保護するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって市民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める市民等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。

また、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事に対し、指示に関する事項について助言を求める。

助言を求められた指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事は、避難指示等の対象地域、判断時期等、所掌事務に対し、必要な助言を行う。

市長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

② 知事又はその命を受けた職員は、洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

③ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

④ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

⑤ 水防管理者は、洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示するとともに、府警察(摂津警察署)にその旨を通知する。(水防法第29条)

⑥ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業者に対し、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(2) 高齢者等避難の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者が、避難行動に時間を要することを踏まえ、あらかじめ定めた避難情報の発令基準・伝達方法により、高齢者等避難を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

第3 市民等への周知

(1) 本部班は、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて、避難指示等を周知する。

(2) 広報班は、本部班が伝達する内容を市ホームページ、市公式LINE、広報車等を通じて市民に周知する。

- (3) 府及び本部班は、避難者等のニーズを十分把握し、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第4 避難者の誘導等

1 市の情報提供

- (1) 本部班は、避難誘導に当たっては、市域外の避難場所、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、避難に資する情報を防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて提供するよう努める。
- (2) 広報班は、本部班が提供する情報を市ホームページ、市公式LINE、広報車等を通じて提供するよう努める。

2 学校・病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

府、府警察（摂津警察署）、土木班及び道路管理者は、市民等の安全のために避難路の確保に努める。

第5 避難者の運送

1 指定公共機関、指定地方公共機関への運送の要請（災害対策基本法第86条の14）

府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

2 府警察本部、自衛隊等への運送の要請

市長は、大規模な避難に係る運送の応援が必要と認めるときは、知事にその旨を要請する。

本部班は、市長が応援を要請する場合は、その手続を補佐する。

府は、市長からの要請があったときは、府警察本部又は自衛隊の災害派遣要請や、一般社団法人大阪バス協会との「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」等により、必要な措置を講じる。

第6 広域避難（災害対策基本法第61条の4）

1 府内市町村間の広域避難の協議等

本部班は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。

2 都道府県外の広域避難の協議等

本部班は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第7 警戒区域の設定

市長等は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

(1) 市長（災害対策基本法第63条）

市長は、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、警戒区域設定権を消防署班に委任する。

消防署班は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、ロープ等によりこれを明示する。

(2) 知事（災害対策基本法第73条）

知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき警戒区域の設定について、その全部又は一部を代行する。また、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する

(3) 警察官（災害対策基本法第63条）

警察官は、市長（権限の委任を受けた消防職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。また、警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(4) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。また、警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(5) 水防団長、水防団員（水防法第21条）

水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。

2 規制の内容及び実施方法

消防署班、知事、警察官又は自衛官、水防団長、水防団員は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに、府警察（摂津警察署）の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

消防署班、知事、警察官又は自衛官、水防団長、水防団員が警戒区域を設定したときは、本部班及び広報班は次のとおり役割を分担する

- (1) 本部班は、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じてその旨を市民に伝達する。
- (2) 広報班は、市ホームページ、市公式LINE、広報車を通じてその旨を市民に伝達する。

(資料)

【資料10】避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営等

第1 趣旨

市は、避難情報を発令したとき又はその可能性があるとき市長が認めたときは、指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）を供与し、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

また、避難所等に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

さらに、必要に応じて施設の確保や避難者の移送等について府へ支援を要請する。

第2 避難所等の開設

1 開設手順

市長は、避難情報を発令したとき、又はその他必要と認めたときは、速やかに避難所等の全部又は一部を開設・運営するため、あらかじめ指名した緊急防災推進員を職員の配置が必要な避難所等に派遣する。

- (1) 本部班は、大雨が見込まれるときは、緊急防災推進員に連絡の取れる体制をとるよう要請する。
- (2) 本部班は、避難情報を発令する可能性があるときは、業務用チャットツール等を活用して、緊急防災推進員に避難所等への参集及び避難所等の開設・運営を要請する。
- (3) 緊急防災推進員は、本部班から(2)の要請があったときは、あらかじめ定められた施設へ参集する。
- (4) 緊急防災推進員は、施設の安全確認を実施し、施設の安全が確認できた場合は、本部班へその旨を報告し、避難所等を開設する。なお、施設が危険である場合は、本部班にその旨を報告し、避難所等を封鎖する。
- (5) 本部班は、緊急防災推進員から施設が危険であるとの報告があった場合は、近隣で開設している避難所等の情報を緊急防災推進員に伝達する。
- (6) 封鎖した避難所の担当となっていた緊急防災推進員は、本部班からの伝達を基に、当該避難所等を封鎖している旨及び近隣で開設している避難所等の情報を現場で市民等に伝達するなどの避難誘導を行う。
- (7) 本部班は、避難所等の収容可能人数を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者や府への要請等により必要な施設の確保を図る。
- (8) 本部班は、緊急防災推進員から福祉避難所の開設が必要である旨の報告があった場合、又は自らその必要性を把握した場合は、保健福祉班へ福祉避難所の開設を要請する。
- (9) 保健福祉班は、本部班から福祉避難所の開設に係る要請があった場合、又は自らその必要性を把握した場合は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。
- (10) 本部班は、避難所等の開設状況等を集約し、直ちに市長に報告する。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに府及び摂津警察署へ報告する。

- (11) 本部班は、適切な避難誘導のため、市ホームページ、府の防災情報メール、Lアラート等の多様な手段を活用して、避難所等の開設状況を周知するよう努める。
- (12) 広報班は、市公式LINE、広報車を通じてその旨を市民に周知するよう努める。

2 府の役割

府は、市から施設の確保に係る要請があった場合は、市内又は近隣市の府有施設の供与や府内の他の市町村への応援の指示、関西広域連合や他府県への応援要請等により施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て、避難者を移送するための措置を講ずる。

第3 避難所等の管理・運営

市は、自主防災組織、防災サポーター、自治会・町会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、避難所等を管理・運営する。

指定緊急避難場所は、浸水想定区域に立地することから、原則、市職員が開設・運営することとするが、避難者に先述の関係者がおられる場合は、可能な範囲で協力を要請する。

1 避難所等の管理・運営に係る役割分担

- (1) 緊急防災推進員は、発災からおおむね24時間以内の間、避難所等の管理・運営を行い、本部班へ避難者数等の報告を行うとともに、避難班に引き継ぎを行う。
- (2) 避難班は、緊急防災推進員から避難所等の管理・運営の引き継ぎを受けるとともに、適宜、本部班への避難者数等の報告を行う。
- (3) 本部班は、緊急防災推進員及び避難班からの報告を集約し、特定の避難所等へ避難者が集中することを防止するため、府の防災情報メール、Lアラート等の多様な手段を活用して、混雑状況の周知に努める。
- (4) 広報班は、特定の避難所等へ避難者が集中することを防止するため、市ホームページ、市公式LINE、広報車等により、混雑状況の周知に努める。
- (5) 本部班は、適宜、府に避難者数等の報告を行う。
- (6) 市長は、避難者や緊急防災推進員、避難班の滞在する避難所等が浸水により長期間孤立する可能性がある場合は、消防本部班・消防署班に救助を指示する。
- (7) 消防本部班及び消防署班は、市長から(6)の指示があった場合は、必要に応じて自衛隊や緊急消防援助隊、相互応援協定締結自治体等の協力のもと、救助を実施する。

2 避難所等の管理・運営に係る実施内容

緊急防災推進員及び避難班は、状況に応じて、自主防災組織等の協力を得ながら、おおむね次のとおりに避難所を管理・運営する。

(1) 開設準備

- ① ライフラインの確認（電気・水道・ガスの使用可否の確認）
- ② 危険個所の周知（張り紙の掲示等）
- ③ 通信手段の確認（既設固定電話、特設公衆電話、移動系防災行政無線、Wi-Fi）
- ④ 備蓄用品、資機材、備品等の準備
- ⑤ 受付の設置
- ⑥ 避難スペース、市職員の事務スペース、室内ごみ捨て場所、その他必要なスペース等の設置
- ⑦ 備蓄用品・支援物資の配布
- ⑧ 情報掲示板の設置
- ⑨ 携帯トイレ（1回分トイレ）の設置、使用方法の説明・掲示
- ⑩ マンホールトイレの設置（該当施設で設置可能な場合のみ）
- ⑪ 本部班への報告（本部班から指定する時間ごと）
- ⑫ その他、必要な事項

(2) 開設後

- ① 避難者の受付、誘導、避難者名簿への記入依頼
- ② 要配慮者への配慮（現場で対応が困難な場合は本部班へ伝達する。）
- ③ 在宅被災者への支援物資の配布及び在宅被災者名簿への記入依頼
- ④ 支援物資の受入れ、配布、管理
- ⑤ ごみ・し尿の集積、環境班へのごみ量の報告及び収集依頼
- ⑥ 各スペースの清掃
- ⑦ 避難所内の防犯・防火対策
- ⑧ 外来者対応
- ⑨ 情報掲示板への掲示による情報発信
- ⑩ 運営記録の作成
- ⑪ 本部班への報告（本部班から指定する時間ごと）
- ⑫ その他、必要な事項

第4 避難所等の閉鎖

市は、周辺のライフラインの復旧等により、避難者数が減少してきたときは、避難所等の縮小、集約、閉鎖を行う。

1 避難所等の閉鎖に係る優先順位

避難所等の閉鎖を決定する施設の優先順位は、原則、次のとおりとする。

- (1) 市の施設ではない施設の内、市の職員を配置していない施設
- (2) 市の施設ではない施設の内、市の職員を配置している施設
- (3) 教育施設
- (4) その他の施設

2 避難所等の閉鎖等に係る手順

- (1) 本部班は、避難班からの報告を踏まえ、避難者数が減少している場合は、避難所等の縮小、集約、閉鎖を市長に進言する。
- (2) 市長は、本部班からの進言を踏まえ、避難所等の縮小、集約、閉鎖及びその期日を決定する。
- (3) 避難班は、避難所等の縮小、集約、閉鎖が決定したときは、現に避難している避難者にその期日を明示した上で、移動又は帰宅を促す。

第5 避難所等の早期解消のための取組等

府は、本市に災害救助法が適用された場合は、住宅が滅失し、住宅を確保することができない市民に対し、市と建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、建設型応急住宅を供与する。

資産班は、府と連携し、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な住宅をあっせんする。

都市整備班は、本市に災害救助法が適用された場合は、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の緊急・応急修理を実施する。

産業班は、自宅に戻った被災者に継続して物資の供給が必要な場合は、避難所を含む市有施設等において、物資の供給を継続する。

(資料)

【資料9】一時避難場所・広域避難場所一覧

【資料10】避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図

【資料11】避難所・緊急避難場所・自主避難所一覧

【資料12】避難所・緊急避難場所・自主避難所位置図

第3節 要配慮者対策

第1 趣旨

市及び府は、被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）や災害支援ナースを被災市町村へ派遣し、支援する。

第2 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の利用・提供

① 保健福祉班は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に携わる関係者に対して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を提供する。

② 保健福祉班が、①の場合に避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報を提供する関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア 消防本部班（消防団）

イ 民生委員・児童委員

ウ 摂津市社会福祉協議会

エ 自治会・町会（自主防災組織）

オ 府警察（摂津警察署）

カ 災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊

キ 他の都道府県警察からの応援部隊

ク 避難支援等への協力が得られる事業者・団体（福祉事業者・障害者団体等）

ケ その他、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要があると認める者

(2) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

① 保健福祉班は、避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるとともに、被災状況の把握に努める。

② 教育班は府と連携し、被災により保護者を失うなど保護が必要となる園児、児童、生徒の迅速な発見、保護に努める。

(3) 社会福祉施設等の被災状況の把握

保健福祉班及び府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 看護ニーズの把握

保健福祉班は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。

3 福祉ニーズの把握

保健福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難班、民生委員・児童委員、茨木保健所等と連携して福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第3 被災した避難行動要支援者への支援活動

市は、避難誘導、指定避難所での生活環境の整備、応急仮設住宅への受入りに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

1 健康状態の把握

保健福祉班は、指定避難所等における避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。

2 応援体制の確立

保健福祉班は、必要に応じて、社会福祉施設等に避難行動要支援者への支援活動の応援を求める。

さらに、避難所の設置を継続するような規模の風水害が発生し、避難所の高齢者・障害者等の生活機能の低下防止等を図るために応援が必要な場合は、茨木保健所に大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の派遣を要請する。

3 在宅福祉サービスの継続的提供

保健福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等における在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

4 福祉避難所での受入れ及び施設への緊急入所

保健福祉班及び府は、被災した避難行動要支援者が避難所において安定した生活を送ることが困難である場合は、本人及び家族の意思を尊重した上で、福祉避難所での早期受入れ、又は社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を講じる。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り避難行動要支援者の受入りに努める。

5 府による広域支援体制の構築

府は、市を通じて、避難行動要支援者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

(資料)

【資料 18】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第4節 広域一時滞在

第1 広域一時滞在の協議等（災害対策基本法第86条の8）

- (1) 市長は、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護すること、又は居住の場所を確保することが困難な場合は、一時的な滞在の受入れについて、府内の他市町村と協議を行う。
- (2) 市長は、(1)の協議をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告する。なお、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告することとする。
- (3) 本部班は、市長が府内の他市町村と協議をする場合は、当該他市町村の危機管理部局と必要な調整を行うとともに、(2)の知事への報告を補助する。
- (4) 市長は、協議先市町村から受け入れる避難所を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の①～③に示す公示、通知、報告を行う。
 - ① 協議先市町村からの通知内容の公示
 - ② 協議先市町村からの通知内容の関係機関等への通知
 - ③ 知事への報告
- (5) 本部班は、(4)①について、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて通知内容を公示する。
- (6) 広報班は、(4)①について、市ホームページ、市公式LINE、広報車を通じて公示する。
- (7) 本部班は、(4)②について、発災直後、現に被災市民を受け入れている施設の管理者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- (8) 本部班は、(4)③について、知事への報告の補助等を行う。
- (9) 市長は、広域一時滞在の必要性がなくなると認めるときは、その旨について、速やかに次の①～③に示す通知、公示、報告を行う。
 - ① 協議先市町村長等への通知内容の公示
 - ② 協議先市町村長及び関係機関等への通知
 - ③ 知事への報告
- (10) 本部班は、(9)①について、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて通知内容を公示するとともに、(9)②について、協議先市町村長及び関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- (11) 広報班は、(9)①について、市ホームページ、市公式LINE、広報車を通じて公示する。
- (12) 本部班は、(9)③について、知事への報告の補助等を行う。

第2 都道府県外広域一時滞在の協議等（災害対策基本法第86条の9）

- (1) 市長は、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護すること、又は居住の場所を確保することが困難な場合であつて、他の都道府県の区域における一時的な滞在の受入れが必要であると認めるときは、知事とその旨について協議を行う。
- (2) 市長は知事と協議を行った結果、他の都道府県の区域における一時的な滞在の受入れが必要であると認めるときは、知事に他の都道府県知事との協議を行うよう求める。
- (3) 知事は、(2)の協議をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告する。なお、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告することとする。
- (4) 知事は、協議先都道府県知事から被災市民を受け入れる避難所が決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市長は、(4)の通知を受けたときは、速やかに次の①～②に示す公示、通知を行う。
 - ① 知事からの通知内容の公示
 - ② 知事からの通知内容の関係機関等への通知
- (6) 本部班は、(5)①について、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて通知内容を公示するとともに、(5)②について、発災直後、現に被災市民を受け入れている施設の管理者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- (7) 広報班は、(5)①について、市ホームページ、市公式LINE、広報車を通じて公示する。
- (8) 市長は、都道府県外広域一時滞りの必要がなくなつたと認めるときは、速やかに次の①から③に示す報告、公示、通知を行う。
 - ① 知事への報告
 - ② 知事への報告内容の公示
 - ③ 知事への報告内容の関係機関等への通知
- (9) 本部班は、(8)①について、知事への報告の補助等を行うとともに、(8)②について、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて通知内容を公示する。

また、(8)③について、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- (10) 広報班は、(8)②について、市ホームページ、市公式LINE、広報車を通じて公示する。
- (11) 知事は、市長から(8)の報告を受けたときは、速やかにその旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣へ報告する。

第3 知事による広域一時滞在の協議等の代行（災害対策基本法第86条の10）

- 1 知事は、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、広域一時滞在の必要があると認めるときは、「第1 広域一時滞在の協議等」に示す市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
- 2 知事は、市長の事務の代行を開始したとき、又は終了したときは、その旨を公示する。

第4 都道府県外広域一時滞在の協議等の特例（災害対策基本法第86条の11）

知事は、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、「第2 都道府県外広域一時滞在の協議等」に示す市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

第5 知事及び内閣総理大臣による助言（災害対策基本法第86条の12）

- 1 市長は、必要に応じて、府内の他市町村への広域一時滞在に係る協議の相手方、その他府内の市町村への広域一時滞在に関する事項について、知事に対して助言を求める。
- 2 知事は、必要に応じて、都道府県外への広域一時滞在に係る協議の相手方、その他都道府県外広域一時滞在に関する事項について、内閣総理大臣に対して助言を求める。

第6 広域一時滞在の受入れ

市長は、府内の他市町村長又は知事から被災住民の一時滞在に係る協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。

- 1 府内自治体からの受入れ（災害対策基本法第86条の8）
 - (1) 本部班は、市長が協議を受けた場合は、受入れ人数や移送手段等を踏まえ、被災住民を受け入れるべき避難所を市長に進言する。
 - (2) 市長は、被災住民を受け入れる避難所を決定する。
 - (3) 本部班は、市長が被災住民を受け入れる避難所を決定したときは、直ちに当該避難所管理者及び関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
 - (4) 本部班は、市長が被災住民を受け入れるべき避難所を決定したときは、速やかにその旨を協議を受けた市町村長に通知する。
 - (5) 本部班は、府内の他市町村から市長に広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知があった場合は、その旨を関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- 2 府外自治体からの受入れ（災害対策基本法第86条の9）
 - (1) 知事は、他の都道府県知事から被災住民の一時滞在に係る協議を受けた場合は、関係市町村長と協議を行う。
 - (2) 本部班は、市長が協議を受けた場合は、受入れ人数や移送手段等を踏まえ、被災住民を受け入れるべき避難所を市長に進言する。

- (3) 市長は、被災住民を受け入れる避難所を決定する。
- (4) 本部班は、市長が被災住民を受け入れる避難所を決定したときは、直ちに当該避難所管理者及び関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。
- (5) 本部班は、市長が被災住民を受け入れるべき避難所を決定したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (6) 本部班は、知事から市長に広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知があった場合は、その旨を関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、市長が必要と認める者に通知を行う。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送

第1 趣旨

市、府、防災関係機関は、救急・救助、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察（摂津警察署）及び道路管理者は、風水害が発生した場合、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第2 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び交通規制

土木班、府、府警察（摂津警察署）、道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている重点14路線（大阪高槻京都線、大阪中央環状線等）及び高速自動車国道等については、重点的に道路状況等の確認を行う。

土木班は、関係機関との連絡により把握した情報を本部班へ報告する。

府警察（摂津警察署）は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察（摂津警察署）は、風水害応急対策を迅速かつ的確に行うため、重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合は、府、市、道路管理者と協議し、被災状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

土木班、府、府警察、道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

土木班は、関係機関との連絡により把握した情報を本部班へ報告する。

① 土木班、道路管理者が講じる措置

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、必要に応じて自転車やバイク等の多様な移動手段を活用して現地調査を実施し、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行うとともに、その結果を府及び府警察に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、府警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限する。

ウ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動、放置車両の移動を民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。土木班は、府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとるものとする。

エ 災害時における車両の移動等（災害対策基本法第76条の6）

土木班及び道路管理者は、その管理する道路に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であつて、風水害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等を命令する。運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

② 府警察が講じる措置

ア 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

イ 緊急交通路における交通規制の実施

重点14路線及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

土木班、道路管理者及び鉄軌道事業者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行う。また、関係者間で合意した優先開放（注）する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

（注）優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」をいう。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害になることにより、風水害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官、消防本部班及び消防署班は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

(5) 交通規制の標識等の設置

土木班、道路管理者、府警察は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて関係機関等に対して交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

(1) 土木班の役割

庁内各班へ交通規制の状況を伝達する。

(2) 本部班の役割

防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール・エリアメール等を通じて、その旨を関係機関及び市民に伝達する。

(3) 広報班の役割

市ホームページ、市公式LINE、広報車等を通じてその旨を市民に伝達する。

3 緊急通行車両等の確認（災害対策基本法施行令第33条）

府及び府公安委員会は、府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、通行車両が緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 府公安委員から道路管理者等に対する要請（災害対策基本法第76条の4）

府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制と道路管理者等による道路啓開との連携を確保するため、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動を要請する。

土木班は、市長が道路管理者となる道路でこの旨の要請があったときは、「第2 陸上輸送 1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施 (2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割」に示す措置を講じる。

5 輸送手段の確保

各班は、公用車及び協定締結事業者・団体の応援車の活用等により、人員や物資等の応急輸送活動を行う。

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合等の運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

6 輸送基地の確保

- (1) 府が陸上輸送基地として選定した施設（北大阪トラックターミナル、大阪府北部広域防災拠点等）の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府が陸上輸送基地として選定した施設の管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合等の運送業者に連絡する。

7 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社は、災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定された場合は、必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合は、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

8 緊急交通路の補完的機能の確保

府は、必要があると認める場合は、河川管理者（国土交通大臣）を通じ、淀川における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

9 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第3 航空輸送

市及び府は、状況に応じて、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 本部班は、災害時用ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (3) 本部班及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

本部班及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3 航空運用調整

- (1) 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機（無人航空機を含む）の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。
- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行うものとする。

また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(資料)

【資料 13】 緊急交通路一覧

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図

【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第2節 交通の維持復旧

第1 趣旨

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・確保に努める。

第2 交通の安全確保

1 被害情報の報告

土木班及び各施設管理者は、速やかに管理する施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市（本部班）及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）

- ① 予め定めた基準に則り、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者に対して可能な範囲で応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市（土木班）、府、西日本高速道路株式会社）

- ① 状況に応じて、通行の禁止又は制限を実施する。
- ② 負傷者に対して可能な範囲で応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等、適切な措置を講じる。

第3 交通の機能確保

1 各施設管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各施設管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置を講ずる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）

- ① 線路、保安施設、通信施設等、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況に応じて、他の鉄軌道施設管理者に応援を要請する。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(2) 道路施設（市（土木班）、府、西日本高速道路株式会社）

- ① 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、地域緊急交通路（市指定）、広域緊急交通路（府指定）を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

- ② 被害状況に応じて、他の道路管理者に応援を要請する。
- ③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社、府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。
- ⑤ 土木班は、④について、自ら得た情報及び関係機関から得た情報を本部班に報告する。また、報道機関を通じた広報を行う場合は広報班へその旨を依頼する。広報班は、土木班からの依頼があったときは、報道機関を通じた広報を行う。

(資料)

【資料 13】 緊急交通路一覧

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

第1 趣旨

市、府及び関係機関は、公共土木施設及び公共建築物の被害状況の把握を速やかに行うとともに、必要な応急措置、応急工事を実施するなど二次災害防止対策を講ずる。

第2 公共土木施設（河川施設、農業用施設、橋梁・道路施設など）

1 被災施設の点検、応急措置

土木班、府及び公共土木施設の施設管理者は、被災施設の点検を速やかに行い、被害状況の早期把握に努め、必要に応じて応急措置を講ずる。

国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による府及び市への支援を推進するものとする。

2 橋梁・道路施設

(1) 土木班及びその他の道路管理者は、緊急点検調査を実施し、通行に危険があると認める場合は、通行規制を行うとともに、府警察（摂津警察署）その他必要な関係機関に連絡する。

(2) 土木班は、府警察（摂津警察署）等への連絡に加え、本部班へもその旨を報告する。

(3) 土木班は、復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て、復旧作業を行う。

3 その他の公共土木施設

(1) 土木班及びその他の公共土木施設の施設管理者は、風水害発生後、被害状況の把握に努めるとともに、直ちにその旨を市（本部班）及び府に報告する。

(2) 土木班及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じて、近隣住民に対する避難所への避難の呼びかけ、被災施設・危険箇所への立入制限を実施するとともに、市（本部班）へ報告する。

(3) 本部班は、必要に応じて避難誘導及び被災施設・危険箇所への立入制限の措置について、防災行政無線、大阪府防災情報メール等により、近隣住民に伝達する。

(4) 広報班は、必要に応じて避難誘導及び被災施設・危険箇所への立入制限の措置について、市ホームページ、市公式LINE、広報車等により、近隣住民に伝達する。

第3 公共建築物

各班は、通常業務で所管する公共建築物の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて、応急措置や倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置を講じる。また、施設の利用中に風水害が発生するおそれがあるときは、避難誘導を行うなど適切な措置を講じる。

各班は、通常業務で所管する公共建築物の被害状況及び対応状況を資産班に報告する。

資産班は、取りまとめた情報を本部班へ報告する。

第4 応急工事

各班は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

第1 趣旨

市は、大規模な風水害により建築物が被災した場合、二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
消防本部は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、直ちに市、消防本部、摂津警察署等の関係機関や近隣住民への通報を行う。

市及び消防本部は、摂津警察署と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 消防本部、消防署及び摂津警察署は、近隣住民に対する火気使用の制限について伝達するとともに、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。
- (2) 市長は、必要に応じて避難情報を発令する。
- (3) 本部は、市長が避難情報を発令する場合は、防災行政無線、大阪府防災情報メール等により、近隣住民に伝達する。
- (4) 広報班は、市長が避難情報を発令する場合は、市ホームページ、市公式LINE、広報車等により、近隣住民に伝達する。

第3 文化財

避難班（生涯学習課）は、指定文化財の所有者又は管理責任者からの被害調査報告を受け、その結果を速やかに府教育庁に報告する。

避難班（生涯学習課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフラインの応急対応

第1 趣旨

ライフラインに関わる事業者は、風水害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

風水害により途絶したライフライン施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第2 被害状況の報告

1 水道施設

(1) 被害状況等の調査及び情報収集

水道復旧班及び水源班は、風水害発生後、速やかに水道施設の被害状況を調査するとともに、断水地域及び戸数、その他必要な事項の情報収集を行う。

(2) 被害報告

水道復旧班及び水源班は、(1)で把握した情報を水道本部班に報告する。

水道本部班は、水道復旧班及び水源班から報告された事項を本部班に報告する。

本部班は、水道本部班から報告を受けた情報を市災害対策本部内で共有するとともに、府に報告する。

2 下水道施設

(1) 被害状況等の調査及び情報収集

下水道班は、風水害発生後、速やかに下水道施設の被害状況を調査する。

(2) 被害報告

下水道班は、(1)で把握した情報を水道本部班に報告する。

水道本部班は、下水道班から報告された事項を本部班に報告する。

本部班は、水道本部班から報告を受けた情報を市災害対策本部内で共有するとともに、府に報告する。

3 電気・ガス・通信施設等

関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、NTT 西日本株式会社等の各通信事業者は、被害が発生した場合には、直ちに施設設備の被害を調査し、市及び府に報告する。

本部班は、各事業者からの報告により、被害情報を把握し、市災害対策本部内で共有する。

第3 ライフライン事業者における対応

1 上水道

(1) 応援要請

水道本部班は、被害状況に応じて、日本水道協会大阪府支部、協定締結事業者等に対し応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。

(2) 応急措置

給水班は、被害の拡大のおそれがある場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、関係機関に通報するとともに、近隣住民への現場広報を行う。

(3) 応急給水

- ① 給水班は、状況に応じて、備蓄水、配水池等で確保した水道水を給水車、トラック等により給水する。
- ② 給水班は、医療機関（市が救護所を設置・指定した場合は救護所を含む。）や避難所等、防災上重要な施設への給水を優先する。
- ③ 給水班は、必要に応じて、避難者数の多い避難所等に組立式給水タンクを設置する。

(4) 応急復旧

- ① 水道復旧班は、応急復旧に必要な資機材を確保する。
- ② 水道復旧班は、医療機関や避難所等、防災上重要な施設への配水管、給水管を優先的に復旧することを原則とする。

(5) 広報

- ① 水道本部班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、上下水道部ホームページ等で広報する。
- ② 広報班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、市公式LINE、広報車等で広報する。

2 下水道

(1) 応援要請

水道本部班は、被害状況に応じて、府、協定締結事業者等に対し、応急復旧に関する応援を要請する。

(2) 応急措置

- ① 下水道班は、汚水、雨水の疎通に支障がないよう管渠の応急措置を講じる。
- ② 下水道班は、道路交通に支障がないようマンホール等の応急措置を講じる。

(3) 応急復旧

- ① 下水道班は、応急復旧に必要な資機材を確保する。
- ② 下水道班は、被害状況に応じて、必要度の高いものから応急復旧を行う。

(4) 広報

- ① 水道本部班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、上下水道部ホームページ等で広報する。
- ② 広報班は、被害状況、復旧状況、今後の見通し等について、市公式LINE、広報車等で広報する。

3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部北摂配電営業所）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防機関、府警察（摂津警察署）への通報、近隣住民に対しての現場広報を実施する。

(2) 応急供給

- ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき、応援を要請する。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況、今後の見通し等を市、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ① 被害状況、供給状況、復旧状況、今後の見通し等を市、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（NTT 西日本株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成等、疎通確保の措置を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（NTT 西日本株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報活動を行う。

第4 府及び関係機関における対応

1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には、直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び風水害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

電気事業者等は、府が電源車等の配備先を決定したときは、電源者等の配備に努める。

国及び電気事業者等は、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合は、電源者等の配備について、調整を行う。

2 ライフライン施設の応急復旧

府、関係省庁、電気事業者等は、必要に応じて、実働部隊の詳細な調整を行うため、現地のライフライン事業者の事業所等で、現地作業調整会議を開催する。

府は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するとともに、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第4節 農業関係応急対策

第1 農業用施設

市、府及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、必要に応じて、応急復旧を図る。

1 市

産業班は、市内の農地及び農業用施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検及び情報集約を速やかに行い、府、大阪府農業会議、市農業委員会及び本部班へ報告するとともに、必要に応じて、応急措置を講ずる。また、農業者の各種保険に係る手続について、随時調整を行う。

土木班は、農業用施設（水路等）の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて、応急措置を講じ、本部班へ報告する。

2 府

農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行い、応急復旧を速やかに進める。

3 土地改良区等

管理施設（水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第2 農作物

1 技術の指導

産業班は、農地、農業用施設及び農作物に被害が生じたときは、府及び北大阪農業協同組合の協力を得て、応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。

府は、必要に応じて、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

産業班は、鳥飼なすの種子の確保に努める。

3 園芸種子の確保、あっせん

府は、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

4 病害虫の防除

府は、市、その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用し、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第3 防災協力農地の使用（摂津市防災協力農地登録制度実施要綱）

市は、必要に応じて、防災協力農地を災害復旧用資材置場等として使用する。

1 連続して使用する日数が8日未満で避難空間として使用する場合

- (1) 各班は、防災協力農地を使用する場合は、次の事項を明らかにし、産業班に使用を依頼する。
 - ① 使用する農地
 - ② 使用目的
 - ③ 使用予定日数
- (2) 産業班は、各班から依頼のあった事項を登録者に連絡する。
- (3) 各班は、防災協力農地の使用が終了したときは、産業班にその旨を報告する。
- (4) 産業班は、防災協力農地の使用が終了した旨を登録者に連絡する。
- (5) 産業班は、防災協力農地の使用状況を適宜本部班に報告する。

2 連続して使用する日数が8日以上で避難空間として使用する場合又は災害復旧用資材置場等として使用する場合

- (1) 各班は、防災協力農地を使用する必要がある場合は、次の事項を明らかにし、産業班に使用を依頼する。
 - ① 使用する農地
 - ② 使用目的
 - ③ 使用予定日数
- (2) 産業班は、各班から依頼があった場合は、「摂津市防災協力農地使用依頼書」により、登録者に使用を依頼する。
- (3) 産業班は、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、口頭等により、登録者に使用を依頼する。
- (4) 産業班は、登録者へ依頼完了後速やかに、各班にその旨を報告する。
- (5) 各班は、防災協力農地の使用が終了したときは、産業班にその旨を報告する。
- (6) 産業班は、防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに農地として原状回復し、返却するものとする。
- (7) 産業班は、防災協力農地の使用状況を適宜本部班に報告する。

3 補償金等

産業班は、防災協力農地を使用した場合は、「摂津市防災協力農地登録制度実施要綱」に基づき、使用した防災協力農地の登録者に補償金等を支払う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 災害救助法の適用

第1 適用手続（災害救助法第2条第1項/災害救助法施行令第1条第1項）

- 1 本部班は、把握した被害情報を取りまとめ市長に報告する。
- 2 市長は、本部班からの報告により把握した被害情報と災害救助法第2条第1項（災害救助法施行令第1条第1項各号）の基準を照らし、市域における被害が当該基準のいずれかに該当する又はその見込みのある場合は、直ちにその旨を知事に報告する。
- 3 知事は、自ら得た情報、市長からの報告を基に災害救助法の適用可否を決定する。
- 4 知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。
- 5 知事は、災害救助法を適用して救助を開始したときは、速やかにその旨を公示する。

第2 市の災害救助法適用基準

根拠	適用基準
災害救助法施行令第1条第1項第1号	市内で80世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条第1項第2号	府内で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で40世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条第1項第3号（前段）	府内で12,000世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条第1項第3号（後段）	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合で、多数の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。 ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。（災害救助法施行令第1条第2項）

第3 救助の実施

知事は、災害救助法の適用に基づく応急救助活動を実施する。

市長は、知事による応急救助活動の実施を待ついとまがない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

災害救助法に基づく救助の種類は次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 福祉サービスの提供
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び処理
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第4 職権に属する事務の一部委任（災害救助法第13条）

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

市長は、知事から職権に属する事務の一部を委任された場合は、当該事務を行うとともに、その他の事務を補助する。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、原則、「大阪府災害救助法施行細則」によるものとする。

第2節 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布などの生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。物資の供給・分配を行う際は、時間の経過・季節の変化、感染症の拡大防止、家庭動物の飼養に関する資材、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者のニーズ、男女のニーズの違い等について留意するとともに、自宅、テント及び自家用車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

なお、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、災害対策基本法第86条の16に基づき、府は物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、市は府に対し、物資の調達を要請する。

また、府は、本市において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、本市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、本市に対する物資を確保し輸送するものとする。

関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）等を通じて情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

第1 物資等の運送要請（災害対策基本法第86条の18）

1 府

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の運送を行う。

第2 給水活動

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者等と協力して、風水害により飲料水及び生活用水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。

府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 応急給水活動

給水班は、次の（1）又は（2）の方法の内、最も効率的な方法で給水活動を行う。

（1）給水車等による応急給水活動

避難所等における、給水車等による運搬給水活動

（2）臨時的措置による応急給水活動

仮設給水栓・供用栓の設置、応急仮設配管の布設による給水活動

2 応急給水活動の優先順位

給水班は、医療機関（市が救護所を設置・指定した場合は救護所を含む。）や避難所、社会福祉施設等、防災上重要な施設への給水を優先する。

3 給水量

給水班は、風水害発生後3日間は、被災者1人あたり1日3リットルを目標として給水を行い、応急復旧の進捗に合わせ、順次供給量を増加させるよう努める。

4 応援要請

水道本部班は、被害状況に応じて、大阪広域水道企業団、日本水道協会大阪府支部、協定締結事業者等に対し、応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。

水道本部班は、自衛隊への応援要請が必要と認めたときは、本部班にその旨を要請する。

本部班は、水道本部班から自衛隊への応援要請があったときは、市長にその旨を報告し、市長が必要と認める場合は、市長が知事に対して行う要請を補助する。

5 活動報告

給水班は、応急給水活動の状況及び今後の見通し等を水道本部班を通じて本部班に報告する。

6 広報活動

（1）水道本部班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、上下水道部ホームページ等で広報する。

（2）広報班は、被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況、今後の見通し等について、市公式LINE、広報車等で広報する。

第3 食料・生活必需品の供給

市は、府及び関係機関と協力して、被災者へ迅速かつ円滑に食料及び生活必需品等を供給するための措置を講じる。

1 関係機関の役割

(1) 市

市は、風水害発生時に必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請するとともに、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に要請した場合は、府に報告する。また、市からの物資の供給場所は、原則各避難所とする。

- ① 避難班は、各避難所で食料・生活必需品を供給するとともに、必要な食料、生活必需品及びその量（各避難所で収集した在宅避難者等のニーズを含む）を算定する。また、算定した必要量を産業班に報告する。
- ② 広報班は、市ホームページ、市公式LINE等により、各避難所で物資を配布している旨を在宅避難者等に周知する。
- ③ 産業班は、必要量を確保している場合は災害用備蓄物資を各避難所等に輸送する。必要量を確保していない場合は本部班及び協定締結事業者に調達を要請する。また、状況に応じて、協定締結事業者へのキッチンカーの派遣要請や、教育班及び保健福祉班と協力して給食施設等を使用した炊き出しを行う。
- ④ 本部班は、産業班から調達の要請があったときは、新物資システム（B-PL0）等による府への応援要請等により、必要量を調達する。
- ⑤ 産業班は、自ら又は本部班が調達した物資の受入れ、仕分け、管理、輸送を行う。
- ⑥ 避難班は、産業班又は本部班から報告の依頼があったときは、各避難所における食料・生活必需品の確保状況を産業班及び本部班に報告する。
- ⑦ 産業班は、本部班から報告の依頼があったときは、各避難所以外の食料・生活必需品の確保状況を本部班に報告する。
- ⑧ 本部班は、⑥、⑦の報告があったときは、速やかに新物資システム（B-PL0）へ反映するよう努める。
- ⑨ 本部班は、産業班又は本部班が他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に物資の調達等を要請した場合は、府に報告する。

(2) 府

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講じる。

- ① 市の必要量の把握、調達可能な物資量の情報収集
- ② 災害用備蓄物資の供給
- ③ 協定締結している物資の調達
- ④ 他市町村への応援措置に関する指示
- ⑤ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- ⑥ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- ⑦ 物資が不足する場合の関西広域連合への要請

⑧ 応援物資等の輸送基地での受入れ及び市への輸送

(3) 関係機関

各関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講じる。

国は、市が被災者の物資支援ニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。

① 農林水産省

応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給

② 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡

③ 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

④ 経済産業省

被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整

⑤ 近畿経済産業局

生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達

⑥ 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

(資料)

【資料 13】 緊急交通路一覧

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図

第3節 住宅の応急対策

第1 趣旨

市は、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書等の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供等により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、市域に活用できる十分な既存住宅ストックがない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第2 住家の被害認定調査の実施、罹災証明書等の交付（災害対策基本法第90条の2）

市は、「摂津市罹災証明書等交付要綱」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）」に基づき、罹災証明書等を交付する

1 調査方針の決定

市長は、把握した被害状況を基に、迅速かつ効率的に罹災証明書等交付できる調査方針を決定する。

① 申請先行型

市内の被害が甚大ではなく、地域ごとに一括して調査を行うよりも申請ごとに調査を行った方が効率的であると認められる場合に選択する。

② 調査先行型

市内に甚大な被害があり、申請ごとに調査を行うとその往来に時間を要するなど、地域ごとに一括して被害認定調査を行った方が効率的であると認められる場合に選択する。

2 証明書の種類等

罹災証明班は、被災者の申請に基づき、次の(1)及び(2)の証明書を交付する。また、市が公費による損壊家屋の解体を実施する場合は、(3)の証明書も交付する。

(1) 罹災証明書（災害による住家の被害の程度を証明するもの。）

(2) 罹災届出証明書（災害による建築物及び動産等（車両や家財等）の被害を市長に届け出たことを証明するもの。）

(3) 罹災非住家証明書（災害による非住家の建物の被害の程度を証明するもの。）

3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付

(1) 広報

罹災証明班は、申請受付開始日時、申請受付場所、申請方法等を決定する。

広報班は、広報紙、市ホームページ、市公式LINE等で、決定した事項を広報する。

(2) 被害認定調査

罹災証明班は、申請のあった住家について、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素(外観から調査可能な部分に限る)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。また、必要に応じて、航空写真、申請者が撮影した写真等を活用する。

(3) 罹災証明書の交付

罹災証明班は、被害認定調査の結果、発生した風水害と住家の被害に因果関係が認められる場合は、「被害認定統一基準(内閣府政策統括官通知)」に基づき、住家の被害の程度を認定し、罹災証明書を交付する。

(4) 自己判定方式による罹災証明書の交付

罹災証明班は、申請者自身が自己判定方式による罹災証明書の交付を希望し、住家の被害の程度が「被害認定統一基準(内閣府政策統括官通知)」の「準半壊に至らない(一部損壊)」となることに同意している場合は、被害の状況を示す写真からその旨を確認の上、罹災証明書を交付する。

(5) 再調査

罹災証明班は、罹災証明書の交付を受けた者から再調査の申請があったときは、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

罹災証明班は、再調査を実施するときは、原則申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間、外観目視調査のみでも可とする。

(6) 罹災届出証明書の交付

罹災証明班は、実地調査等は行わず、申請に基づき罹災届出証明書を交付する。

(7) 罹災非住家証明書の交付

罹災証明班は、市が公費による損壊家屋の解体を実施する場合は、「(2) 被害認定調査」、「(3) 罹災証明書の交付」、「(5) 再調査」に準じて、罹災非住家証明書を交付する。

4 調査先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付

(1) 広報

罹災証明班は、調査対象とする地域、現地調査を行う地域の順序等を決定する。

広報班は、広報紙、市ホームページ、市公式LINEで、罹災証明書の交付を調査先行型で実施する旨及び決定した事項を広報する。

(2) 被害認定調査

罹災証明班は、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付(2) 被害認定調査」と同様に被害認定調査を行う。

(3) 罹災証明書の交付

罹災証明班は、調査を完了した地域から順次、交付申請の受付を開始し、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付(3) 罹災証明書の交付」と同様に罹災証明書を交付する。

(4) 自己判定方式による罹災証明書等の交付

罹災証明班は、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付 (4) 自己判定方式による罹災証明書等の交付」と同様に罹災証明書を交付する。

(5) 再調査

罹災証明班は、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付 (5) 再調査」と同様に再調査を行う。

(6) 罹災届出証明書の交付

罹災証明班は、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付 (6) 罹災届出証明書」と同様に罹災届出証明書を交付する。

(7) 罹災非住家証明書の交付

罹災証明班は、「3 申請先行型選択時の被害認定調査・罹災証明書等の交付 (7) 罹災非住家証明書」と同様に罹災非住家証明書を交付する。

5 罹災台帳の作成

罹災証明班は、被害認定調査の結果や、罹災証明書等の発行状況を取りまとめた罹災台帳を作成する。

罹災証明班は、罹災台帳に取りまとめた情報を適宜、本部班に報告する。

第3 被災住宅の緊急・応急修理【災害救助法/大阪府災害救助法施行細則】

1 府の役割

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が大規模半壊の認定を受けた者、又は住宅が中規模半壊、半壊、準半壊（相当）の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理又は日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

2 市の役割（府から委任された場合）

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（対象住家：準半壊以上（相当））

市は、被災直後に、風水害によって住宅の屋根等に損傷を受け、雨水の侵入等を放置することによる被害の拡大を防止するため、被災者の申請に応じて、ブルーシートの展張等の緊急措置を講じる。

① 都市整備班は、建築団体、協定締結事業者等へ協力を要請する。

② 都市整備班は、事業者が不足するとき、建築資機材等の調達が困難なときは府に協力を要請する。

③ 都市整備班は、相談・申請受付場所、申請方法等を決定し、広報班へその旨を伝達する。

④ 広報班は、市ホームページ、市公式LINE等で申請受付場所等を広報する。

⑤ 都市整備班は、申請者から次のアからエに示す書類等により申請を受け付ける。

ア 申請書

イ 被害を受けた箇所の写真

ウ 事業者の見積書

エ その他必要な書類等

- ⑥ 都市整備班は、現場確認又は申請者から提出された写真により、被害認定を行う。
- ⑦ 都市整備班は、申請のあった住宅の被害が準半壊以上（相当）と認めるときは、建築団体等に修理を依頼するとともに、申請者にその旨を連絡する。
- ⑧ 都市整備班は、建築団体等が資材の準備、展張等の施行を完了したときは、業務完了報告書及び請求書を受領し、請求書の確認及び費用の支払いを行う。
- ⑨ 都市整備班は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の実施状況を適宜、本部班に報告する。

※市が支払う費用の限度額の上限は、大阪府災害救助法施行細則によるものとし、上限額を超える場合は、申請者の負担とする。

- (2) 日常生活に必要最小限度の部分の応急修理（対象住家：大規模半壊、中規模半壊、半壊）

※全壊の場合は、住家が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は対象とする。

市は、被災者が元の住家に引き続き住むことができるよう、被災者の申請に応じて、日常生活に必要最小限度の部分について応急的に修理を行う。

- ① 都市整備班は、建築団体、協定締結事業者等へ協力を要請する。
- ② 都市整備班は、事業者が不足するとき、建築資機材等の調達が困難なときは府に協力を要請する。
- ③ 都市整備班は、申請受付場所、申請方法等を決定し、広報班へその旨を伝達する。
- ④ 広報班は、市ホームページ、市公式LINE等で申請受付場所等を広報する。
- ⑤ 都市整備班は、必要に応じて、被災者に業者のあっせん等を行う。
- ⑥ 都市整備班は、申請者から次のアからカに示す書類等により申請を受け付ける。

- ア 住宅の応急修理申込書
- イ 罹災証明書
- ウ 被害を受けた箇所の写真
- エ 修理見積書（後日提出可であるが、工事決定に必要）
- オ 資力に関する申出書
- カ その他必要な書類等

- ⑦ 都市整備班は、写真、修理見積書の審査を行う。（災害救助法適用分と個人負担分の整理、必要に応じた現地調査の実施）
- ⑧ 都市整備班は、審査の結果応急修理が必要と認めるときは、建設団体等に修理を依頼し請書（災害救助法の運用上「必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差支えない」とされている。）を徴収するとともに、申請者にその旨を連絡する。
- ⑨ 都市整備班は、建築団体等が工事を完了したときは、工事完了報告書（工事施工前、施工中、施工後の写真等を添付）及び請求書を受領し、請求書の確認及び費用の支払いを行う。
- ⑩ 都市整備班は、日常生活に必要最小限度の部分の修理の実施状況を適宜、本部班に報告する。

※市が支払う費用の限度額の上限は、大阪府災害救助法施行細則によるものとし、上限額を超える場合は、申請者の負担とする。

第4 住居障害物の除去

1 府の役割

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、風水害により住居又はその周辺に運ばれた障害物により著しく生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

府は、市に委任した場合であっても、障害物の除去について、市から要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の協力要請があったときは、必要な措置を講ずる。

2 市の役割（府から委任された場合）

市は、被災者が元の住家に引き続き住むことができるよう、被災者の申請に応じて、居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所の障害物を除去する。

- ① 都市整備班は、建築団体、協定締結事業者等へ協力を要請する。
- ② 都市整備班は、事業者が不足するとき等は、府に要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。
- ③ 都市整備班は、申請受付場所、申請方法等を決定し、広報班へその旨を伝達する。
- ④ 広報班は、市ホームページ、市公式LINE等で申請受付場所等を広報する。
- ⑤ 都市整備班は、申請者から次のアからエに示す書類等により申請を受け付ける。
 - ア 罹災証明書（写し）
 - イ 障害物の除去申請書
 - ウ 障害物の除去前の写真
 - エ その他必要な書類等
- ⑥ 都市整備班は、建築団体等に見積を依頼する。
- ⑦ 都市整備班は、見積書の内容を精査し、障害物の除去を建築団体等に発注する
- ⑧ 都市整備班は、建築団体等が作業を完了したときは、業務完了報告書及び請求書を受領し、履行及び請求書の確認、費用の支払いを行う。
- ⑨ 都市整備班は、住居障害物の除去の実施状況を適宜、本部班に報告する。

※市が支払う費用の限度額の上限は、大阪府災害救助法施行細則によるものとし、上限額を超える場合は、申請者の負担とする。

第5 応急仮設住宅の建設

1 府の役割

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊し、住宅を確保することができない者に対し、市と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅を供与する。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

府は、応急仮設住宅の運営管理等に当たっては、市と協力し、次の(1)から(4)の事項に留意するものとする。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、市の協力を求めて行う。
- (2) 市と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

2 市の役割（府から委任された場合）

市は、府から応急仮設住宅の建設を委任された場合は、府が建設する場合の留意事項を踏まえた上で、応急仮設住宅を建設し、管理運営を行う。

- (1) 資産班は、罹災証明書の発行状況や避難状況等から必要戸数の把握・精査を行う。
- (2) 資産班は、建設事業者団体等と協議を行うなど、建設の準備を進める。
- (3) 資産班は、建設候補用地のリストを確認するとともに、必要に応じて現地確認を行い、用地を選定する。
- (4) 資産班は、建設する応急仮設住宅の仕様設定及び設計を行い、建設事業者団体等への発注手続を行う。
- (5) 資産班は、建築工事の進捗管理を行う。
- (6) 広報班は、応急仮設住宅の確保予定・入居等に関して必要な情報を市ホームページ・市公式LINE等で広報する。
- (7) 資産班は、入居者の募集・決定を行う。
- (8) 資産班は、応急仮設住宅の運営管理を行う。
- (9) 資産班は、応急仮設住宅の建設に係る進捗状況等を適宜、本部班へ報告する。

第6 応急仮設住宅の借上げ

府は、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請を通じて、市内の民間賃貸住宅の空家情報を把握し、市内に民間賃貸住宅の空家等が存在する場合は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊し、住宅を確保することができない者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を供与する。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

資産班は、府から委任された場合は、府と協力して同様の措置を講じる。

第7 応急仮設住宅の運営管理

資産班及び府は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、資産班は、保健福祉班及び府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 公営住宅等の一時供与等

資産班及び府は、建設型応急仮設住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

第9 住宅に関する相談窓口の設置等

都市整備班及び府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談に対応できる体制を組織化する。

都市整備班は、必要に応じて、府が組成する「住まいのケア・専門家チーム」（住宅（設計・リフォーム）、法律、金融等の専門家により構成されるチーム）の派遣を要請する。

第10 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分ではないと判断される場合は、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報提供を求める。

第11 建設用資機材等の調達

府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、近畿中国森林管理局や協定を締結した関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

（資料）

【資料19】 応急仮設住宅建設候補地一覧

【資料23】 罹災証明書等交付要綱

第4節 応急教育・保育

第1 趣旨

市教育委員会、府及び府教育庁は、学校教育、就学前教育・保育を継続して実施するため、教育・保育施設、体制、教材等を早期に確保し、応急教育・保育の措置をとる。

第2 臨時休業等の措置

1 小中学校

教育班は、暴風警報、暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報のいずれかが発表されたときは、市教育委員会が定める「「非常変災時の対応」について」のとおり、警報が発表・解除された時間に応じて臨時休業等の措置をとる。

2 市立認定こども園

教育班は、各市立認定こども園で定める防災計画のとおり状況に応じて休園の措置をとる。

第3 在校時・在園時の児童生徒、園児への対応等

1 小中学校

- (1) 教職員は、児童生徒の在校時に暴風警報、暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報のいずれかが発表されたときは、児童生徒の安全を確認し、下校等の措置をとる。
- (2) 教職員は、必要に応じて、保護者へ児童生徒の迎えについて連絡する。
- (3) 教育班は、教職員が行う保護者への連絡について、広報班と協力し、市ホームページ、市公式LINE の活用等を通じて支援する。
- (4) 教職員は、保護者へ児童生徒の迎えについて連絡したときは、保護者の迎えを待ち、児童生徒を引き渡す。
- (5) 教職員は、欠席の児童生徒の保護者に学校の対応状況を伝達する。
- (6) 教職員は、風水害が発生した場合は、安全を確保できる段階でライフラインの状況、施設・設備の被害及び通学路の危険箇所を確認する。
- (7) 教職員は、対応結果を教育班に報告する。
- (8) 教育班は、小中学校から集約した情報を本部班に報告する。

2 こども園等

- (1) 職員は、園児の安全を確認し、避難誘導を行う。
- (2) 職員は、全園児の避難完了を確認するとともに、怪我等の状況を確認する。
- (3) 職員は、保護者へ園児の迎えについて連絡する。
- (4) 教育班は、こども園等の職員が行う保護者への連絡について、広報班と協力し、市ホームページ、市公式LINE の活用等を通じて支援する。
- (5) 職員は、保護者の迎えを待ち、園児を引き渡す。
- (6) 職員は、欠席の園児の保護者に園の対応状況を伝達する。
- (7) 職員は、風水害が発生した場合は、安全を確保できる段階でライフラインの状況、施設・設備の被害を確認する。

- (8) 職員は、対応結果を教育班に報告する。
- (9) 教育班は、民間保育所等の対応状況を確認する。
- (10) 教育班は、こども園等から集約した情報を本部班に報告する。

第4 教職員・市立認定こども園職員による避難所・緊急避難場所の運営への協力

教職員及び市立認定こども園職員は、在校・在園時に自施設が避難所又は緊急避難場所等として開設される場合は、避難者の受入りに協力するよう努める。

第5 教育・保育施設の応急復旧

教育班は、被害を受けた小中学校の授業実施に向け、施設・設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

教育班は、被害を受けた市立認定こども園の保育実施に向け、施設・設備の応急復旧及び代替園舎の確保に努める。

第6 応急教育・保育の実施

1 小中学校

小中学校は、確認した教職員及び児童生徒の被災状況、教育施設の状況等を踏まえ、必要に応じて二部授業、オンライン授業を実施するなど応急教育実施のための措置を講じる。

2 教育班

教育班は、児童生徒の転校手続等の弾力的運用を図るとともに、必要に応じて府教育庁に対して、児童生徒の受入りに係る応援を要請する。

教育班は、必要に応じて、緊急仮入園を実施するとともに、必要に応じて府に対して、園児の受入れについて応援を要請する。

3 府教育庁

府教育庁は、必要に応じて、国及び他府県に対して、児童生徒の受入りに係る応援を要請する。

府教育庁は、市教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保等、円滑な学校運営の確保のために必要な措置を講じる。

第7 学校給食の応急措置

教育班は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講じる。

第8 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

(1) 市の措置

教育班は、被災により就学が困難となり、また、学費の支弁が困難となった児童生徒に対し、次のとおり援助する。

- ① 小中学校の児童生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。
- ② 市立認定こども園の受入れ及び保育料の減免について必要な措置を講じる。

(2) 府の措置

府教育庁は、府立学校の幼児児童生徒に対し、就学奨励費の支給や授業料等の減額又は免除等の措置を講じる。また、私立学校の行う就学援助に対して、支援するよう努める。

2 学用品の支給

教育班及び小中学校は、児童生徒が風水害に伴う住家の全壊、半壊、により、教科書・学用品等が使用できなくなった場合は、学用品を支給する。

- (1) 教育班は小中学校に学用品の支給に関する協力を要請する。
- (2) 教育班は、児童生徒及び保護者に制度の説明を行う。
- (3) 小中学校は、学用品の給与に係る申請書を児童生徒及び保護者に配布する。
- (4) 小中学校は、提出された申請書を集計し、教育班に報告する。
- (5) 教育班は、申請に基づき学用品を発注し、小中学校へ納品する。
- (6) 小中学校は、申請に基づき、児童生徒及び保護者に学用品を支給する。

3 児童生徒、園児の健康管理

教育班は、被災した児童生徒、園児の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、臨時健康診断、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5節 自発的支援の受入れ

第1 趣旨

市及び関係機関は、市内外から寄せられる支援申入れに対して適切に対処する。

第2 ボランティアの受入れ

1 市の活動

市は、避難者や被災者等の支援活動を円滑に行うため、「災害に対する摂津市と摂津市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、摂津市社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの設置・運営を依頼する。

- (1) 保健福祉班は、把握した被災者ニーズ等により災害ボランティアセンターの設置が必要と認めた場合、又は災害対策本部から設置の要請があった場合は、摂津市社会福祉協議会に地域福祉活動支援センターへの災害ボランティアセンターの設置及びその運営を依頼する。なお、保健福祉班は、地域福祉活動支援センターでの設置・運営が困難な場合は、必要に応じて本部班と協議を行い、代替となる場所を確保する。
- (2) 摂津市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置したときは、保健福祉班にその旨を報告する。
- (3) 保健福祉班は、摂津市社会福祉協議会から災害ボランティアセンターの設置の報告を受けたときは、本部班にその旨を報告する。
- (4) 保健福祉班及び摂津市社会福祉協議会は、必要な資機材を相互に協力して確保する。
- (5) 摂津市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターで被災者の生活再建や自立を支援する一般ボランティアを受け入れる。
- (6) 保健福祉班及び摂津市社会福祉協議会は、必要に応じて、資格を有する専門ボランティアの受入れについて協議を行う。
- (7) 摂津市社会福祉協議会は、必要に応じて大阪府社会福祉協議会に連絡・協力要請を行うとともに、災害時対応マニュアルに基づき災害ボランティアセンターを運営する。

2 関係機関の活動

(1) 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等の情報提供に努めるとともに、必要に応じて、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(2) 大阪府社会福祉協議会

大阪府社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣に係る連絡・調整を行う。また、ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。さらに、「大阪災害支援活動連携会議」等を活用しながら、発災時における対応等を情報共有し、被災者ニーズ等への対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックする。

(3) 災害中間支援組織（おおさか災害支援ネットワーク）

- ① 大阪府、大阪府社会福祉協議会等と共有した情報をボランティア団体等へ提供
専門的な技能等を持つボランティア団体等からのボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等の情報提供、活動支援や活動調整等を行う。

(4) 大阪府

① 活動環境の整備

府は、災害の状況、市から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

② ボランティア保険への加入促進

府は、大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

③ 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

府は、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関係団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

④ 在住外国人への支援

府は、大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力を依頼する。

3 災害ボランティアセンターの閉鎖

- (1) 保健福祉班及び摂津市社会福祉協議会は、災害から一定の復旧が進み、ボランティア派遣のニーズが低下したときは、災害ボランティアセンターの閉鎖時期を協議する。
- (2) 保健福祉班は、摂津市社会福祉協議会との協議の結果について本部班を通じて本部長に報告する。
- (3) 本部長は、災害ボランティアセンターの閉鎖について決定する。
- (4) 保健福祉班は、本部長が災害ボランティアセンターの閉鎖を決定したときは、その旨を摂津市社会福祉協議会に報告する。
- (5) 摂津市社会福祉協議会は、十分な告知期間を設けた上で、災害ボランティアセンターを閉鎖し、その旨を保健福祉班に報告する。

第3 義援金品の受付・配分

市及び摂津市社会福祉協議会は、日本赤十字社大阪府支部摂津市地区、大阪府共同募金会摂津地区募金会と連携し、被災者に対する義援金品の受付及び配分を行う。

1 義援金

(1) 受付窓口

保健福祉班は、受付窓口を設置する。

(2) 配分

保健福祉班は、義援金の配分方法等について関係機関と協議の上、決定し、被災者に配分する。また、府に寄託された義援金の配分について府又は日本赤十字社等から委託された場合は、当該義援金を被災者に配分する。

2 義援物資

(1) 受付窓口

産業班は、受付窓口を設置する。

(2) 配分

産業班は、義援物資の配分方法等について関係機関と協議の上、決定し、避難所等に配分する。また、府に寄託された義援物資の配分についても同様に配分する。

(3) 保管・輸送

産業班は、義援物資の保管及び輸送を行う。

(4) 留意事項

産業班は、原則、個人から寄託される物資は受け付けないこと、小口・混載の支援物資は、市の負担となること等を周知するよう努める。

第4 海外からの支援の受入れ

市及び府は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 国・府との連絡調整

本部班は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

(1) 本部班及び府は、支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認の上、受入れの準備を行う。

(2) 本部班及び府は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、案内者、通訳、活動拠点、宿泊場所等の確保に努める。

第5 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

第1 趣旨

市及び府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

第2 防疫活動

府及び市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、主に本部班と保健福祉班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 府の活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送者の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達・確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病の内、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い、又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

2 市の活動

(1) 環境班の活動

環境班は、府から指導、指示があった場合、又は自らが必要と認める場合等は、必要な薬品を調達・確保し、次の防疫活動を実施する。

- ① 府が指定した場所における消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② 府が指定した区域におけるねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ その他、感染症法に基づく府の指示、災害対策本部からの指示に伴い必要となる措置
- ④ 環境班は、防疫活動を十分に実施できないときは、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会（災害時等における消毒業務の協力に関する協定書に基づく要請）又は府に協力を要請する。

(2) 保健福祉班の活動

保健福祉班は、他班の保健師・栄養士等に応援を要請する。また、応援の要請を受けた班は、原則、保健福祉班の要請に応諾する。

保健福祉班は、府から指導、指示があった場合、又は自ら必要と認める場合等は、必要な薬品を調達・確保し、次の防疫活動を実施する。

- ① 指定避難所の防疫指導
- ② 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- ③ 衛生教育及び広報活動
- ④ その他、感染症法に基づく府の指示、災害対策本部からの指示に伴い必要となる措置
- ⑤ 保健福祉班は、防疫活動を十分に実施できないときは、府に協力を要請する。

第3 食品衛生監視活動

府は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 保健福祉班及び府は、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、市医療関係団体やDMAT等の保健医療福祉活動チームの協力のもと巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、男女別の相談員も配置するよう配慮する。

また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携した支援に努める。

- (2) 保健福祉班は、被災者の栄養摂取状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、教育班や摂津市栄養士会の協力のもと、不足しやすい栄養素を確保するための指導を行う。

- (3) 保健福祉班は、府等の支援・協力のもと、高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。
- (4) 府は、市が実施する巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を支援する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 府及び保健福祉班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、精神保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 保健福祉班は、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、府及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の協力を得ながら、必要に応じ、避難所や応急仮設住宅等に精神科救護所を設置する。

3 災害関連死の防止

府及び保健福祉班は、大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。

第5 保健衛生活動における連携体制

- 1 府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、他府県厚生労働省に対し応援職員の派遣を要請する。また、府の保健医療福祉調整本部及び府内保健所の指揮調整機能等が困難となる場合には、厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。
- 2 府及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。
- 3 府及び市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。
- 4 府は、近畿ブロックの府県が被災した場合、厚生労働省からの要請に基づき、DHEAT先遣隊を被災府県に派遣し、被災府県の保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を行う。また、他の都道府県が被災した場合、府は、要請に基づき、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援を行う。
- 5 府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び保健師等公衆衛生チームの応援派遣を行う。
- 6 府は、国（厚生労働省）又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）や災害支援ナースの応援派遣を行う。

- 7 災害支援ナースは、医療、看護ニーズの把握に努め、必要時、専門職へつなげる活動をする。また、施設運営者と相談しながら、施設の感染状況を把握し、必要時、ゾーニングや隔離を推進する。

第6 保健所の機能強化

府は、保健衛生活動の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、BCPの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材（自家発電機・ポータブル電源の整備等）の準備や環境整備（支援チームの執務室や駐車場等の確保）を行うなど、体制が整ったところから順次必要な措置を講ずるものとする。

第7 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする

1 被災地域における動物の保護・受入れ

(1) 府の活動

- ① 市への動物救護の指導助言
- ② 被災動物救護センターの設置運営
- ③ 動物に関する相談窓口の設置
- ④ 大阪府動物愛護推進員への協力要請
- ⑤ 避難動物の適正飼養の指導
- ⑥ その他、必要な事項

(2) 環境班の活動

- ① 避難所における飼養場所の指導
- ② 被災した動物の飼養場所への保護・収容
- ③ 飼養場所の環境衛生の維持
- ④ 飼養場所での動物の適正飼養
- ⑤ 放浪動物の保護・収容への協力
- ⑥ 府災害時等動物救護本部への協力
- ⑦ その他、必要な事項

2 指定避難所における動物の適正な飼育

府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市（環境班）との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

環境班、府及び府警察（摂津警察署）は、危険な動物が市内で徘徊し、人及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、相互に連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

第1 趣旨

市及び府は、風水害発生時の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、し尿、ごみ及び災害廃棄物等の適正な処理を実施する。

第2 し尿処理

1 市の役割

- ① 環境班は、し尿処理施設の被害状況、復旧見込みを把握する。
- ② 環境班は、避難所のトイレの使用状況及び上水道、下水道、電力等のライフラインの被害状況や復旧見込みを踏まえ、し尿の収集処理量を推計する。
- ③ 環境班は、し尿処理施設に被害があり処理が困難な場合、処理能力以上の搬入が見込まれる場合は、北摂地域の他市町や一部事務組合と締結している「災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、支援を要請する。
- ④ 環境班は、北摂地域の自治体処理施設では処理が困難な場合は、府を通じて関係機関に支援を要請する。
- ⑤ 環境班は、避難所のトイレが断水や下水道施設の損傷等のため使用不能となり、汚物が溜まっている場合は、汚物の回収及び清掃を行う。
- ⑥ 環境班は、市がくみ取り型仮設トイレ（マンホールトイレを貯留型として使用する場合を含む。）を避難所等に設置した場合は、し尿のくみ取り、処理施設までの運搬を行う。
- ⑦ 環境班は、し尿の収集運搬体制が十分でないときは、府を通じて関係機関に支援を要請する。

2 府の役割

- ① 府は、処理体制について、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、府内の他市町村に処理の受入れを要請するとともに、状況に応じて、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。
- ② 府は、収集運搬体制について、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理共同組合に対して協力を要請するとともに、状況に応じて、府内他市町村、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。

第3 ごみ処理

1 市の役割

- ① 環境班は、リサイクルプラザ及びごみ処理を委託している茨木市環境衛生センターの被害状況、復旧見込み等を把握する。
- ② 環境班は、生活ごみ及び避難所ごみの発生量を推計する。

- ③ 環境班は、収集運搬体制が十分でない場合、必要な資機材が不足する場合は、北摂地域の他市町や一部事務組合と締結している「災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」、一般廃棄物収集運搬許可業者と締結している「災害時等における応急対策業務に関する協定」に基づき、他市町や民間事業者等へ支援を要請する。
- ④ 環境班は、協定に基づく支援を受けても、なお収集運搬体制が十分に確保できないときは、大阪府へ支援を要請する。
- ⑤ 環境班は、生活ごみ、避難所ごみを収集するとともに、処理施設へ運搬する。
- ⑥ 環境班は、衛生上の観点から、次のものから優先的に収集する。
 - ア 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
 - イ 浸水したごみや指定避難所等のごみ
- ⑦ 環境班は、ごみ処理を委託している茨木市環境衛生センターが被災した場合、北摂地域の他市町や一部事務組合と締結している「災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、他市町等へ支援を要請する。他市町等による支援が不可の場合は、収集後のごみの一時保管及び処理、処分の方法について検討する。

2 府の役割

- ① 府は、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、他府県や国に応援を要請する。

第4 災害廃棄物処理

1 市の役割

- ① 環境班は、災害廃棄物の発生量を推計する。
- ② 環境班は、災害廃棄物の収集・運搬体制が十分でない場合、必要な資機材が不足する場合は、一般廃棄物収集運搬許可事業者と締結している「災害時等における応急対策業務に関する協定」や、北摂地域で締結している「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」、大阪府が公益社団法人大阪府産業資源循環協会と締結している、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、他市町等へ支援を要請する。
- ③ 環境班は、協定に基づく支援等を受けても、なお、収集・運搬等処理体制が十分に確保できないときは、府へ支援を要請する。
- ④ 環境班は、リサイクルプラザを災害廃棄物の仮置き場とし、不足する場合は、本部班、土木班と協議の上、一時避難場所等の中から仮置場を追加で選定する。
- ⑤ 環境班は、地域ごとの災害時住民用集積所の選定及び選定場所報告の依頼を市民に対し広報班を通じて行い、災害時住民用集積所の把握、状況管理を行う。
- ⑥ 環境班は、地域ごとの災害時住民用集積所や、災害廃棄物の排出方法、分別に関する広報を広報班へ依頼するとともに、保健福祉班を通じて、ボランティア等に対し情報を提供する。
- ⑦ 広報班は、環境班の依頼に応じて市ホームページ、市公式LINE 等による広報活動を行う。

- ⑧ 環境班は、災害時住民用集積所に排出された災害廃棄物を仮置場に運搬するとともに、直接仮置場へ持ち込まれた災害廃棄物を管理する。
- ⑨ 環境班は、危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ⑩ 環境班は、災害廃棄物等の適切な分別を行い、民間事業者と締結している、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」に基づき、運搬・処理・処分を依頼するとともに、木材やコンクリート等の再生利用に努め、最終処分量の低減を図る。
- ⑪ 環境班は、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理、安全管理に十分に配慮するほか、災害廃棄物の積み上げによる蓄熱火災の発生防止、粉じん・騒音・悪臭・害虫対策等の必要な環境対策を講じる。
- ⑫ 環境班は、災害廃棄物の処理・処分について、民間事業者と締結している、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」や、大阪府が公益社団法人大阪府産業資源循環協会と締結している、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、支援を要請する。
- ⑬ 環境班は、損壊家屋の解体を実施する場合は、「公費解体・撤去マニュアル（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」、「家屋解体マニュアル（環境省近畿地方環境事務所）」を参考にするとともに、罹災証明班、土木班、都市整備班と連携しつつ、おおむね次のアからエの手順で、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携し実施する。
 - ア 申請窓口の設置
 - イ 申請方法の広報、申請の受付
 - ウ 解体の優先順位の検討
 - エ 解体の実施（発注）

2 府の役割

- ① 府は、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を支援する。
- ② 府は、市から災害廃棄物の処理に関する支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会や一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。
- ③ 府は、府域で災害廃棄物を処理することが困難であると認めるときは、関西広域連合、他の府県、国に応援を要請する。

第3節 遺体対策

第1 趣旨

市、府及び府警察（摂津警察署）は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第2 府警察（摂津警察署）の役割

- 1 府警察（摂津警察署）は、遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 府警察（摂津警察署）は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめとする関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

第3 市の役割

- 1 市民班は、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2 市民班は、身元不明の遺体については、保健福祉班にその調査を引き継ぐ。
- 3 保健福祉班は、府警察（摂津警察署）、その他関係機関に連絡し、身元不明の遺体の調査にあたる。
- 4 市民班は、遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、次の措置を講じる。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を講じる。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺や骨つぼの支給等、必要な措置を講じる。
 - (3) 必要に応じて、「災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」に基づき、葬儀業者の協力のもと、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資器材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- 5 市民班は、多数の遺体が発生したときは、本部班と協議の上、避難者が避難している場所以外の可能な限り堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

また、市民班、保健福祉班及び職員班は、遺体安置所を設定したときは、次の措置を講じる。

 - (1) 市民班は、遺体安置所内又は近接した場所において、府警察（摂津警察署）及び医師による検視・検案を行うことから、これらの関係機関との連絡調整を図る。
 - (2) 市民班は、遺体安置所に責任者及び来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保するための要員を配置する。
 - (3) 保健福祉班は、遺体安置所に葬祭扶助等に関する相談のための要員を配置する。

- (4) 保健福祉班は、府警察（摂津警察署）から引き継がれた身元不明死者の遺品や遺体の着衣、携行品等について、他の遺品と混在、紛失しないよう散逸防止等の措置を講じる。
- (5) 市民班は、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の取扱いについて、所管する法務局担当者と協議・調整を行う。
- (6) 職員班は、遺体対策に従事する職員の精神的なケアを目的としたカウンセラーの派遣に努める。
- (7) 市民班は、遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請する。

第4 府の役割

- 1 府警察から検索要請があった場合は、監察医事務所において検案を行う。
- 2 身元調査法に基づく災害時の身元確認について、府警察の要請に基づき、監察医事務所がその役割の一部を担えるよう、事務所の老朽化対策等、機能の充実を図る。また医師会、歯科医師会等との連携を進める。
- 3 市から要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。
- 4 遺体の保存に必要な物資の調達及び作業要員の確保を図るため、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助組合等の協定締結団体に対し、次の業務への協力を要請する。
 - (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
 - (2) 遺体安置施設等の提供
 - (3) 遺体の搬送
 - (4) その他必要とする業務

第4節 社会秩序の維持

第1 趣旨

市、府及び関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、市域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第2 市民への呼びかけ

本部班は、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を取りまとめる。

広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、本部班が取りまとめた情報を広報紙、ホームページ、市公式LINE等を通じて市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 警備・警戒活動の強化

府警察（摂津警察署）は、被災地及びその周辺において、独自に又は摂津防犯協会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第4 暴力団排除活動の徹底

府警察（摂津警察署）は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、各班と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

産業班及び府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売り惜しみを業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

産業班及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

産業班及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

広報班は、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民に対し、この旨を市ホームページ、市公式LINE、広報車等で周知する。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局及び日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう、民間金融機関に対し、次のような指導、要請を行う。

- ① 市民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
- ② 事情によっては定期預金、定額積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
- ③ 損傷日本銀行券・貨幣の引き換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。